

## 農政商工観光委員会会議録

日時 平成22年10月4日(月) 開会時間 午前10時04分  
閉会時間 午後4時39分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機  
副委員長 中込 博文  
委員 土屋 直 清水 武則 高野 剛 森屋 宏  
浅川 力三 進藤 純世 土橋 亨

委員欠席者 なし

## 説明のため出席した者

農政部長 松村 孝典 農政部次長 吉澤 公博 農政部技監 西島 隆  
農政部技監 加藤 啓 農政総務課長 野中 進 農村振興課長 山本 重高  
果樹食品流通課長 樋川 宗雄 農産物販売戦略室長 河野 侯光  
畜産課長 白砂 勇 花き農水産課長 西野 孝 農業技術課長 齋藤 辰哉  
担い手対策室長 大島 孝 耕地課長 有賀 善太郎

商工労働部長 丹澤 博 産業立地室長 安藤 輝雄  
商工労働部理事 山本 誠司 商工労働部次長 末木 浩一  
商工労働部次長 八巻 哲也 産業立地室次長 小田切 一正  
労働委員会事務局長 藤原 一治 労働委員会事務局次長 清水 久幸  
商工企画課長 佐野 芳彦 商業振興金融課長 赤池 隆広  
産業支援課長 尾崎 祐子 労政雇用課長 望月 明雄  
産業人材課長 二茅 達夫 産業立地推進課長 高根 明雄

観光部長 後藤 雅夫 観光部理事 酒井 善明  
観光企画・ブランド推進課長 望月 洋一 観光振興課長 小林 明  
観光資源課長 石原 三義 国際交流課長 古屋 正人

公営企業管理者 小林 勝己 企業局長 西山 学  
企業局次長(総務課長事務取扱) 山下 正人 電気課長 石原 茂

議題 第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの  
第78号 契約締結の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部関係、商工労働部・労働委員会関係、観光部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前10時4分から午後0時2分まで農政部関係、休憩をはさみ午後1時33分から午後2時21分まで商工労働部・労働委員会関係、休憩をはさみ午後2時38分から午後

3時51分まで観光部関係、さらに休憩をはさみ午後4時9分から午後4時39分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

※第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(口蹄疫防疫態勢整備事業費について)

進藤委員

口蹄疫の件につきまして、質問させていただきます。皆さん御承知のように、宮崎県においては8月27日には終息の宣言が出ましたが、21万1,608頭という牛と豚の口蹄疫の感染があったわけです。非常に口蹄疫というのは伝染力が強くて、畜産農家にとっても甚大な被害を受けたということで、私たち消費者としましても、非常に大変だな、牛もかわいそうに、豚もかわいそうにという感じを受けまして、このまま山梨県にも入ってきたら困るなというような強い不安な気持ちになりました。山梨県にはそれが発生しなかったということで大変よかったと思っております。

県内には甲州牛とか甲州ワインビーフとかフジザクラポークなどの各種のブランド食肉の生産が進んでおりまして、その生産者や酪農家を含む県内全域の牛飼養農家あるいは豚飼養農家も、県内での口蹄疫の発生を危惧していると思います。今回、口蹄疫感染予防ということで、マニュアルを大変苦勞して、分厚いものができ上がりました。私も読ませていただいたんですが、ほんとうに御苦勞になったなと思っております。

さて、実際にこのマニュアルをどのように活用していくのかということが大切だと思います。まず第一に、マニュアルでは消毒についての記載もありますが、県内で発生があったときの消毒薬や、あるいはほかの資材について、県としての確保は十分なのでしょうか、お尋ねいたします。

白砂畜産課長

現在、備蓄しております消毒用の消石灰が1,150袋ございます。それから、車両消毒用として48袋、炭酸ソーダがございます。消毒用石灰のほうは20キロ入り、炭酸ソーダは25キロ入りです。それから、つなぎの白い防護服でございますが、750セットを備蓄しております。これにつきましては、県内の一番大きな農場で口蹄疫が発生した場合に必要な量を確保してございます。

進藤委員

そして、このマニュアルができましたが、これを県内にどのように周知を図っていくのかお尋ねいたします。

白砂畜産課長

8月24日に知事が公表しまして、その日に庁内の関係各課34課につきましては、説明を済ませております。それから、8月30日に、国の機関、県の出先機関、市町村、それから、関係機関、関係団体、御出席の方々が108名でございましたが、皆様にマニュアルを配付するとともに、内容につきまして詳細に御説明申し上げたところでございます。また、農家につきましては、家畜保健衛生所で「家畜保健衛生所だより」を発行しておりますので、この中で対応をしております。

進藤委員

宮崎県で大変な被害があり、そのお手伝いということで、本県でも技術者が13名派遣されて、防除のお手伝いをしたということのお話がありまして、新

聞にも出ましたが、表彰もされたというようなことで、大変御苦勞だったと思います。そのお手伝いをした中での経験、体験というようなものがこのマニュアルにどのように生かしてあるでしょうかお尋ねします。

白砂畜産課長 13名が協力派遣ということで、現地での防疫作業に従事いたしました。従事した主な業務は、4点ございますが、1点目が殺処分と埋却作業、2点目としてはワクチン接種、3点目が病性鑑定、4点目が疫学調査でございました。実際に従事いたしまして、現地での防疫作業の進め方、作業に臨む手順、それから、防疫作業に必要な人員配置など実際のなところが習得できました。こういった内容のものをマニュアルに反映してございます。細かい点では、具体的に申し上げますと、発生農場周囲の消毒ポイントの設定とか、殺処分時の家畜の追い込み方とか、そういった細かい点につきましても大変参考になっております。

進藤委員 このマニュアルを見させていただきますと、ほとんどの関係機関が連携をとって進めなければならないようにつくられているわけですね。もちろんそれが効果をあらわすんじゃないかと思います。そうすると、訓練をしないと機能していかないんじゃないかなと思いますが、訓練についてはいかがでしょうか。

白砂畜産課長 マニュアルにつきましては、迅速かつ的確に初動防疫態勢がとられ、防疫措置が実施できるようにということで手順等を具体的にあらわしてございます。このマニュアルの検証も含めて、本年度の11月を予定しておりますが、国と県の関係機関、それから、市町村、各関係団体、警察署等と、マニュアルに沿いました各種対応について、机上演習、防疫演習を行う予定でございます。

進藤委員 最後に1つ要望しておきたいんですが、昨日の日本農業新聞に大きく載っていましたが、口蹄疫の水際の対策をもっと日本としても強化をするようにという意見がたくさん出ています。本県においても、海外の旅行者、観光客が非常に増えております。そういう方々が口蹄疫のウイルスを持ち込むということが懸念されますので、欧米、あるいはオーストラリアなんかにおいてはもっともっと厳しくやっているということなんですね。できるだけ水際で防いでいただきたい。そのために、ぜひ国へも働きかけをしていただいて、取り締まりを強化していただきたいと思いますが、もしお答えをいただけましたら、お願いします。

白砂畜産課長 国は、宮崎県で口蹄疫が発生している中で特別措置法を設けまして対応した経緯がございます。お聞きしますと、国では、家畜伝染病予防法を改正いたしまして、今、委員がおっしゃられました内容のことについても触れるように伺っておりますので、国に対してまた要望してまいりたいと考えています。

進藤委員 ありがとうございます。

浅川委員 ちょっと関連で。口蹄疫の対策もほんとうに素晴らしいと思いますが、私、1つ、常々懸念していることがあるんですが、八ヶ岳南ろくの牧場群の中には、現在もそうですが、牛じゃなくて、シカがいるんです。シカ牧場みたいな場所もあります。イノシシもかなり出没しておりまして、この辺の対策をどうするのかということも視野の中に入れておられるんですか。

白砂畜産課長 発生いたしました宮崎県の野生のシカ、イノシシ等の状況がどうだったかということを実地のほうに伺いました。牛、豚では30万頭近くのもものが処分されましたけれども、野生ジカ、イノシシにつきましては、その後、捕獲なり死亡したものをサンプリングいたしまして、検査をしたところ、いずれも陰性だったというふうな結果をお聞きしております。何せ野生のもんですから、なかなか捕獲とか調査も難しい状況にございますが、今後、国等の検討を進める中で、対応については検討してまいりたいと思っております。

浅川委員 課長もよく承知しているだろうと思いますが、酪農家、それから、畜産家の人たちは、そのことがかなり心配になっているわけですよ。ほんとうに夜ともなれば、身近にシカもどンドンあらわれるような中で、そこをどうするのかという話はよく聞かれますので、その辺もあわせて対応していただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第78号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(事務の不正処理について)

森屋委員 この間の本会議でも、内田議員の質問に対して関連質問ということで指摘をさせていただいたばかりで、こうしたものがまた農政部から出てくるということは、やはり非常に残念に思います。この間もお話をさせていただきましたけれども、職員の皆さん方の技量とか、あるいはもう1つの側面としては、やはり公務員としての意識、それからもう1つ、この間も本会議で指摘させていただきましたけれども、やはり組織としての連携力みたいなものが非常に落ちているというのを感じるわけです。

これは皆さん方にお話ししてもしょうがないんですけども、これからいろいろな意味で、今回も今、防止策というのを出示していただきましたけれども、これだけでは済まない。やはりもっと抜本的なことに取り組んでいかなければならない。これは農政部だけじゃなくて、すべて、行政組織としてやっていかなければいけないと思っています。

1つだけここで教えていただきたいのは、専門的な数量表における積算の一部を欠落してしまったというふうなことなんですけれども、技術的なことは全くわかりません。道路工事みたいなものを積算していく、そういうものについて

てはわかりませんが、これは個人の力量なんですか。それとも、従来に増して難しさみたいなものがあるものなんですか。ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

有賀耕地課長 今、委員の質問がございました、当初のミスの原因でございますけれども、まず、担当者が今回初めて担当する工事であったということが1点ございます。そのほか、今回、設備工事ということで、資材とか部品が非常に多かったということで、工事をするコンサルタントが設計しました数量から積算書に持ち上げる点数が多かったということと、その1人がふなれだったということでミスが生じたということでございます。

森屋委員 そうであったら、初めて30代の若い技術者の方がそのことに携わるのに、上司の方が当然いるわけですから、目を通して、そこでチェックすることがなぜできなかったんですか。

有賀耕地課長 上司も設計書を審査する段階で審査いたしますけれども、今回、複雑な設計書であったということで、審査の段階で審査の漏れがあったということだと考えています。

森屋委員 いつまでもやりませんが、農政の土木みたいな話というのは僕はあんまり聞いたことはないんですけども、ほかの県土整備部みたいな場面というのは、私たち、かなり出くわすんですね。そうすると、工事を請け負っている業者の皆さん方から、いつも私たち議員に指摘されるのは、実際のそういう現場に携わっていらっしゃる県の職員の皆さん方の技量が最近非常に落ちてきていると。あるいは、これもはなはだ素人話で申しわけないんですけども、大学なんかで専門的なそういう勉強を一生懸命されてきているんだろうけれども、現場の工事関係者の皆さん方とのコミュニケーションであったり、それから、現場でおそらくいろいろなものを詰めていって、技術的に、現場采配というか、現場で理解をお互いにして進めていくということに、最近の県の職員の皆さん方、技術屋の皆さん方には問題があるんじゃないかぐらいのことを言われる場面が非常に多くなったんですね。

これは皆さんサイドで、「そうですよ。最近の若い人たちは、勉強は一生懸命やってきたけれども、そういう意味では能力が落ちている」なんていうことは言えないんでしょうけれども、これは農業土木だけじゃなくて、総体な技術職の中にそういう部分があると感じているということだけは、やはり今日こういう問題が出てきたときに、しっかりしていく姿勢を示さなければいけないと思います。

それから、再三言いますが、これは皆さん方農政部だけの問題じゃなくて、県の行政における技術職の皆さん方の能力をいかに高めていくか。それから、もっと大きい枠では、公務員としての倫理観とか、そういうことをいかに高めていくか、あるいは組織力を高めていくかということはこのからの大きな問題でありますので、その辺は今後できるだけしっかり見ていかなければいけない問題であるというふうなことだけはお話をさせていただいて、終わります。

中込委員 森屋委員の質問に関連して。先ほど、部長が、この件をいろいろな方を集めて反省ということですが、私も前の職場で事故防止ということを主に担当して、一番の問題は、事故というのは起こさないのか、起こるものなのか、どのよう

に考えているのか、その前提を明確にしないと、私、この対策を見ましたけれども、これからの対策はできないと思うんです。どんなに一生懸命やっても、やはり人間だから起こるものなのか、ゼロにするのか、その辺のところをまずお聞かせいただきたいんですけれども、どう思っておられますか。

有賀耕地課長

今回、土木工事の関係でございますけれども、いくら積算を本人が一生懸命やったとしても、事故はゼロにはならないと考えています。したがって、その部分につきましては、当然、上司なりが審査をする過程の中で、早目にそういったミスを発見して、その時点で最適な善後策を考えていくという形が一番望ましいと考えておりますので、今回の事案を考えましても、やはりチェック力の強化をしていくということが非常に重要だと思います。

中込委員

今、チェック力の強化と。頑張れば起こらないのであれば、それはチェック力を強化したらいいんですけれども、事故って起こるものなんです。私の体験からすると、どんな人間でも、私たちが人生を生きているのが完璧にいついかなってことはあり得ないので、「しまった」「疲れた」「何かあった」とあるんですね。

そのときにそれを認めるならば、では、その前提の上でどうすればいいかということは、本件の場合は、私は、早い時点で、「しまった」と思った彼、当事者がだれかに、「起こしてしまった。困った」と一言言えば、そこまで行かないし、彼自身も、当然、懲戒処分があるんでしょうけれども、もっと未然に防げる。この雰囲気をつくらないと、起こったから、だめだだめだとか、こういうのであれば、みんな萎縮して、隠そうとかそういう方向に行くんです。私の体験ですけれども、これは参考にしていただければと思って言っているんですが、どんなに頑張っても、どんな優秀な人だって、事故というものは、起こるんです。地検の検事でも起こすような場合があるわけです。

だから、そうじゃなくて、そのときどうするかという対策で、今回この原因と対策を考えておられるんですが、起こるものです。起こったら、みんなで早くそれをやって。もみ消すなんていうことはないんです。でも、言う前にもみ消せたら、何ももみ消したほうがいいわけです。それがあまり影響がない。言葉は悪いんですけどね。だから、未然に、あるいは起こってしまったときにどう対処するかということが私は大事であり、そういう雰囲気をつくらないと。

問題は、なぜその人が言えなかったか。「しまった」と彼は一番最初に思ったはずですよ。言おうか、言うまいか、隠そうか、こう判断したはずですよ。それで、彼は隠そうという方向に行ったから、ここへ来たんです。そのときに、飲みながらでも、だれかにポロッと言う。そういう雰囲気があるのかなのかということを検討して、そういう雰囲気を醸成するという農政部である、あるいは県庁であるということをやったほうがいいんじゃないかと思いますが、その点、課長、どう思いますか。

野中農政総務課長

中込委員のおっしゃるとおりでありまして、ありきたりな表現で言えば、やはり職場内のコミュニケーションづくりが重要なのかなと。それから職場内の風通しをよくするというようなことを先の本会議でも総務部長が答弁されておりますが、そういうことが重要であると私どもは認識しておりまして、特に管理職側から、そういう相談を受け付けないような姿勢はなくしていきたいと。管理職側に部下職員ができるだけどんなときでも相談できるような雰囲気づくりというか、それも管理職に求められている姿勢なのかなと考えております。

て、そういうことも含めて、これを契機に、農政部全体で、風通しのいい職場づくりをするにはどうすればいいか、考えていきたいなと思っております。

## 中込委員

まさに総務課長がおっしゃられたとおり、私はそういう方向を検討されて…。私も経験しましたがけれども、ふだんワッと怒っておいて、「おまえ、おれのところに相談に来いよ」なんて、だれが行くかというんですね。それなんです。だから、そういう上司になってもらって、困ったときには、おれはいつでも相談に乗ってやるという上司になるということが大事。

ところが、まして最近の若者というのは、相談なんかなくて、自分で引きこもる、こういう人間関係に世の中なっているんです。であるがゆえに、上司は、一度パッと顔色を見て、「おまえ、何か悩みがあるんじゃないか」と言ってやるぐらいの……。それで、怒ってばかりで、「おまえ、何で相談しなかった」なんて、若いころ、怒られましたから、だれが行くかと私は思いました。だから、顔を見て、上司は、「今日は悩みがあるんじゃない？ 何だ、言ってみろよ」というふうな雰囲気をつくるのはどうかという提言をしまして、質問を終わります。

## 進藤委員

ただいま不祥事のことについて、ほんとうに私も、これは職場あるいは県庁全体の1つの体質のあらわれじゃないかなと思いました。30歳という若い人ですから、目下、仕事を一生懸命覚えながら頑張っているというところじゃないかと思うんですが、中込委員さんからもおっしゃいましたように、職場の風通しが非常にまずいと。どこの職場でも、新採用の若い人たちは毎日が新しい体験であり、いろいろな人たちとの出会いで、仕事もみんな、場所も違う、中身も違うというようなことでやっていくんですから、毎日が新しいことの連続のようなもので、不安と、一層努力してもうまくいかないというふうな失敗が出てしまうというのは、私はあると思いますね。

いろいろな職人さんの世界を見ても、仕事は見て覚えろとか言っていますが、その中にやさしさがあって、「おい、おまえ、大丈夫か。これ、よくできたな」とか、「大丈夫か。これ、ちょっとこういう点が難しいんだよ」とか言って声をかけて、やはり気にしてやって、のぞいてやるというような……。鉄は熱いうちに打てというのがありますが、打てという意味が、温かい目で向かいながら鍛えていくという考え方でいかないと。それから、傷は浅いうちに治せ、小さいうちに治せという、そういうふうなことを若い人もわかって、謙虚に先輩にはいろいろ教えていただいて、ここはまずかったけどというようなことで、「ぜひ助けてください」と言えるような職場の雰囲気づくりは大事なことだと思うんです。

県庁職員の中にもいろいろ出てきている。そういう面のあらわれじゃないかと思うんですね。このまましていったら、ほんとうに若い人たちも不幸になるし、また、職場としても、県民からも信用を失ってしまうということがあると思うんですね。だから、ほんとうに、管理職になった方は、指導するという気持ちをしっかり持って、若い人を育てていく。若い人は、謙虚な気持ちで先輩にちゃんと礼を尽くして、いろいろと指導していただくというような、この両者がコミュニケーションを図りながら、やっていくという体制をしっかりやっていかないと……。

学校で勉強したことなんかはほんのちよつとのことです。今から社会の中で勉強していくほうが、現場で勉強するほうがずっとたくさんなんですね。私の教員生活の中でも全くそうです。毎日が先輩のやり方を見たりして、指導を受けながら育てていくという体制なんですから、やはり温かい職場の雰囲気は大

事ですから、その辺について今後改善をしていくというお話なんです、その辺をもうちょっとしっかり力を入れてやっていかないと、この繰り返しになってしまう。若い人を不幸にしてしまうというようなことを強く感じます。その点いかがですか。

野中農政総務課長

ただいま、委員から、委員の経験を踏まえて、大変温かい御助言をいただきました。繰り返しになりますけれども、できるだけ職場内がそういう雰囲気をとにかくつくれるように、あらゆる機会を通じて、研修とかを通じて、雰囲気づくりをしていきたいと考えております。そういうことをすることによって、委員が言われるような温かい職場づくりというふうになるのではないかと、このことで、これからそれぞれの職員がそれぞれの立場に応じて役割を分担して、そういう職場づくりにつなげていきたいと考えております。

高野委員

総花的にいい話が出て、それに対応するまたいい話も出たんじゃないかなとは思いますが、実質的には、何となく表の部分だけをいい話で飾っているような、お互いのエールを交換したみたいなの、私にはそんな気がするんです。

まず、職員というものはどうしなければいけないのかという、特に発注3部の職員は、私はもっと県民サービス、住民サービスのためにやっているということ、これをまず自覚をしなければいけないのではないかなと思います。これは、たまたま、請負業者A社と書いてあるけれども、この人、はたはたかわいそうかなとか、はたはたこの人のおかげでみんながよくなったかなと。私、こういう話、いっぱい聞いていますよ。だけど、それは住民サービス、県民サービスのための機関ではなくて、この前も土木の技監にも言ったんだけど、「あなたたちは県民サービスをしているんじゃないじゃないか」と。いまだに、やらせてやっているという気持ちがあまりにも強いんじゃないかなと思いますし、私はまずその辺の意識を変えていかないと、この問題を契機にこういう問題は、今からかなり多く出てくるような気がしてなりません。

もう1つ、それ以上に感ずるのは、先ほど農政部長が頭を下げて謝った。この前の本会議のときにも私、言おうかなと思ったんだけど、1つだけちょっと聞きたいんだけど、農政部長、その職員を知っていますか。

松村農政部長 この対象となった職員に直接会ったことはございません。

高野委員

直接知らなくても、上司が頭を下げなきゃならないと。これは変な話ですけども、知事は今、職員の不祥事で、報酬が12%減だそうです。また、甲府市長は、就任してから三、四年目に行き合ったら、「おい、参っちゃうわ。おれは丸く報酬をもらったのは就任して2カ月だけだ。あとはすべての部分で、おれにまで罰則がかかって、給料を満タンにもらえちゃいん」と。だけど、直接知らない人が罰則だけは受け、テレビで頭を下げ、これは変じゃないかと。やはりやった人が直接、その直の上司とその部分で謝ることができるのであれば、私は不祥事は少なくとも3分の1は減ると思う。全然知らないのに、いつのときでもそうだけれども、謝りながら、「何でおれが謝らにゃなんだ」というふうな気持ちでみんな謝っているんじゃないかと。「おれはそんなやつは知らねえよ。何でおれが頭を下げなきゃならない?」。総務部長が謝ると、総務部長も謝るのは飽きたから、悪いけれども、次長にしてくれよみたいな、どうもそんな雰囲気が漂っているような気がして仕方ありません。

農政部、また、発注3部も、しっかりと県民サービス、住民サービスのため

に我々は尊い血税から給料ももらっているという自覚をまず持てば、私はこれ、3分の1は減ると思いますし、解決方法の1つとしては、そういう方法もあるんじゃないかなと思います。部長が先ほどの一職員のことでも頭を下げる。でも、直接は知らない。これはどこの部署で不祥事があっても、どこの部署でも全部そうだね。だから、何とか部長からも各部署へ話をし、直接、当人と本人の直接の上司ぐらいでやってもらうような制度にしようというふうな話をしてもらえれば、私は、多少なりとも減るんじゃないかなと思いますけれども、その辺についてどうですか。

松村農政部部長 本日、委員会の各委員からいろいろな御指摘、御提案をいただきました。部としても、先ほども申し上げましたが、6日に所属長を集めて、今回の件についてよく話し合い、今後の糧とするあり方を議論する場を早々持とうと思っております。いただいたお話につきましては、その場で部のメンバーと議論をよく重ねていきたいと考えております。

高野委員 なくなることは無理だろうけれども、なるべく減らすこと。例えば教職員の不祥事なんかにおいて、教職員の不祥事はもうかなり前からわかっているんですよ。でも、どこの地区の教育区へ押しつけるのかという、そんなことがわかっていて、もらうなんてとんでもないなんて、甲州なんかの教育委員会では言っていますけれども、やはり発覚したら素直に謝罪をするということについては、私は当然、当人がやるべきことだと思います。何でそこまで隠さなければならぬのかなど。個人の部分ですから、何でそこまでみんなでかばわなければならないのかなどと思いますし、そういう意味では、今回はたまたま農政部だったから、農政部でこういう意見もあったと全庁へ強く言っていたきたいなと私は思いますけれども、いろいろな人が話をしてもしょうがないから、農政部長、どうでしょう。

松村農政部部長 本日いただいた各委員からの御意見につきましては、部内だけではなく、今後の県庁の再発防止に向けても、当然、重要な関与がございますので、しかるべき部局に、農政部からの本日の委員会の御提案という形で説明をさせていただきたいと思っております。

なお、本日公表させていただきました職員でございますけれども、処分につきましては、停職6カ月という処分と、あとは、本人に退職願いの提出を促し、諭旨免職扱いになったというようなことを聞いております。あわせて御報告させていただきますと思います。

土屋委員 委員さん方が非常にきれいな質問をされているんですけども、こういうことは二度とあってはいけないんですね。二度とあってはいけない。ですから、やはりこの案件を徹底的に解明して、二度とこういうことがないようにしないと。今、先ほどの議論を聞いていると、いくらかまだお化粧のような質問であり、答弁もそんなふうを受けとめられるんですね。

例えばこの事件は、平成20年度の発注工事であって、出納閉鎖の21年5月31日まではは決裁が済んでいるわけでしょう。それで、22年10月にこの事件が発覚するというのはちょっとおかしいじゃないですかね。今、示されたこの資料だけでいっても、1年も1年半もおくれてこういう事件が出てくるということは、その間に相当のいろいろなA業者と当局のやりとりがなければ……。報告の一部は、なるべく大きくならないように記されているわけですけども、この資料だけからいっても、私はいろいろなものが欠けているんじや

ないかなと思うんですが、いかがですか。

20年度の工事で、暦の上でいえば、21年5月31日までには全部お金を払ってあるわけでしょう。それで、110余万円の工事差金の実設計ミスだったと。途中、設計変更をして、こういう設計変更をすれば、決裁もしているわけですから、公印の管理も不十分であったと。そういう部分をもう少し解明していかないと、あんまりオブラートで物を包むような議論では……。こういうことは再びあってはいけないことなんですよ。その辺どうですか。

有賀耕地課長

経過について御質問がございましたので、経過についてもう少し説明させていただきます。この工事は20年度に発注をいたしました。最終的に、20年度の末、3月になりまして、その主任が設計の中から欠落した状態を隠したまま、最終的には3月に現場が終わりまして、精算をしておるわけです。その足りなかったお金について、上司に相談せず、決裁に付さなくて、契約書を勝手につくったと。それが21年8月になってということでございます。

その後、当然、請け負ったA社のほうが支払いの請求をしておったということでございますけれども、支払いにつきましてたびたび請求しておるわけですが、何かいろいろ理由をつけて引き伸ばしてきたということです。A社としても、その監督員が質問なりすれば、回答してもらっていますので、相手が官公庁ということで信用していたということですので、その間約1年弱ぐらいでございますが、A社のほうは信用していた、上司のほうはその状況に全く気づいていなかったということでございます。ということで、周囲の職員が気づいていなかったということで、本年の7月にその事案が発覚したということでございます。

土屋委員

有賀課長の説明はうなずける説明ですけれども、公的機関の取り組みというのは、契約行為がされ、そして、工事に着工して、途中、中間検査とか、あるいは完了検査とか、いろいろなところでいろいろな職員がチェックしているわけでしょう。ただ一部の職員とA社だけで工事をやっているわけじゃないと思いますよ。私は土木業者じゃないから知りませんが、私の経験からすれば、このある職員とA社だけの2人きりでやっている。しかも、金額は6,000万円を超える金額だと。大きい金額ですよ。そこら辺の説明が十分されないで……。

監督はだれがやっているか。契約をしたその職員が現場の監督をするわけじゃないでしょう。農政部の中にちゃんと検査係もあるでしょう。だから、もっとうんと前にこういう事案が出てくれば、職員の処分も軽くて済むし、今、部長の説明ですと、こういうふう引き伸ばしたために、罪の上塗りといひましようか、職員にも非常に厳しい結論を出さなきゃならないような結果になったと思うんですよ。その点はいかがですか。途中、工事検査や何かはなかったですか。

有賀耕地課長

監督員につきましては、平成18年度から、3人の監督員体制ということで、これは公共3部でやってございます。実際に担当する職員と、2人目の監督員として担当のリーダー、それから、その工事の規模によりまして、担当課長もしくは施工管理幹という3人で現場を担当しています。これは3人が常に一緒に活動するというものではございませんでして、上位の監督員は、部下の若い監督員を指導したり、先ほども質問がございましたが、技術力を向上させるために、先輩の監督員が現場で技術を教えるとか、そういった形で監督をさせていただきます。当然、3人の監督員がおりますので、現場の状況につきましては、

それぞれ単独で行く場合もございますので、それについてはお互いに打ち合わせなりをしながら進めていかなければならないということで、そういった中で、今回の事案については、報告も十分にされておらなかったということです。

また、検査につきましては、年度末に検査員が検査しております。検査につきましては、変更の最終の設計書の中には欠落した部分は入ってございませんでしたので、その欠落した部分を隠したまま最終まで行っておりますので、その部分は検査の時点でも当然検査できなかったということでございます。

今後の改善策も含めまして、その辺の監督員同士の意思疎通をもっと綿密にするとか、あるいは、相談がしやすい環境づくりといったことが重要だと思えます。

#### 土屋委員

今後の取り組みのことは先ほどほかの委員が質問されておりますから、本件のこういう案件が、いわゆる事件が出てからの取り組みじゃなくて、この間なぜ防げなかったかということをお尋ねしたいんですね。期間が長過ぎたということ。県の公務員であるゆえ、いわゆる全体の奉仕者であるから、A社は信用していたという説明だけれども、おそらくA社も相当……。100何万円、どの部分がどのように書類上落ちていたか、私はわかりませんが、設計変更契約をしているわけでしょう。その設計変更契約をいつやったんですか。その説明がない。そういうことももう少し明瞭に説明がないと、これ、何となくおっかなびっくり、委員会が通ればいいというふうな説明文書ですよ。

この文書だって、私からいえば、正しい文書じゃないですよ。私が指摘したように、工事検査も3人でやっただけ。だから、検査員は、将来のこういうことがないように、あるいは現場を1日も早く覚えるという意味で、3人でやっていると、これはうなずけますよ。だけど、まだこういう事案が起こる可能性があるというような議論が先ほどからされているから、こんなことはあってはいけないんです。絶対、公務所においてこういうような事案がもう二度と再び起きてはいけないという前提でものを言わないと、この委員会の権威にもかかわるから、私は声を荒げて言っているわけですね。

そういう点で、設計変更契約がいつされたのか。設計変更契約には、もちろん公印が押してあるはずですよ。この不祥事を起こした職員が全部、公印を1人で持っているわけではない。おそらく所長とか課長とかそういう方じゃないと公印を使えないと思うんだけど、公印の使用規程がちゃんとあるでしょう。そういうことからいけば、この説明だけでは十分じゃないので、設計変更契約をいつしたのか。

#### 有賀耕地課長

当初、工事につきましては、お手元の資料の1ページ目の一番下になりますが、20年9月11日に入札してございまして、21年3月4日に変更契約をいたしました。当初、積算から漏れていた項目につきましては、本来ですと、この3月4日の変更契約のときに、誤りの訂正という形で変更の中に入れておくべきものと考えております。しかし、当時の主任がその部分を隠したまま、変更契約をしてしまって、そのまま工事を完了させて、支払いをしたということでございます。ですので、先ほどの公印の使用については、そもそも変更契約で本来支払うべき金額相当分について、その主任が21年度になりまして、不正処理の不正な契約を単独で行ったということでございます。

それで、3月4日に変更契約を結んだ時点では、それは当然、A社のほうから支払いの請求が来てございまして、それについては、主任が、差額は設計業者に補てんさせるという話をしまして、その後、不正な契約を締結したということでございます。

土屋委員

くどいようで悪いんですが、10日間、工期を延ばしたんだね。設計変更契約に基づいて、最終の工期の3月13日を3月23日まで工期延長したと、設計変更によって10日間変更したと、こういう理解でいいですね。

それからもう1点、この110万円余の部分は、こういう工事のどの部分から110万円削ろうとしていたのかどうか。職員では発見しづらいのか、専門のポンプとか、こういう機械といいましょうかね、非常にはっきりしづらい箇所であったのか、普通の一般土木工事であったのかどうなのか、そういうこともまだはっきり説明がないので、私たちは理解がしにくいわけですよ。

有賀耕地課長

まず、1点目の変更契約でございますが、3月4日に変更契約を締結した際に、10日間の工期延長がございます。この工期延長したものにつきましては、現場に配管をした折に、設計どおりにどうしても現場におさまらなかったということで、その部分のところが変更になってございます。その関係で10日間の工期の延長をさせていただきます。

それから、当初、欠落した部分の部材的な内容でございますが、普通の土木工事の場合は、例えばコンクリートの価格とか、設計積算する場合の積算項目がかなり少ない工事であるのに対して、今回の設備工事と申しますのは、ポンプがありまして、そのポンプ周りの配管、電気関係、それから、当然、コンクリート関係の工事もございまして、いろいろな工種がございまして、かつ、多種多様な配管材料があるということで、非常に複雑な積算をしなければならなかったという工事でございます。

欠落した内容といたしまして主たるものとしては、配管の材料のある一部分が欠落しておりました。また、その配管に必要な土工がまた一部欠落しておりました。ほか、幾つかのそういった配管に必要な資材が欠落してということでございます。

土屋委員

大体わかりました。この6,000万円は、要するに加圧機場内における揚水ポンプ2台の据えつけ工事ということですよ。

そこで、先ほど当局の説明の中に、この職員は初めてこういう現場と請負とこの事業の施工の担当に当てられたという説明があったんですね。だから、今からの改善策としては、やはり初めてこういうような難しい現場に携わる職員には、その上の上司がある程度気を配るような取り組みをすることが、二度と再びこういうような案件が出てこないことだと私は思うんですね。

今までは上司の下について、現場を歩く。あるいは、いろいろな公文書の作成をするという作業をやってきたけれども、初めて今度は自分が責任を持たされたということであれば、初めてであるがゆえに、その上に課長なり課長補佐のような人をつけておくということも、こういう案件が二度と再び出なくていいんじゃないかなと老婆心ながら思うので、そういうような取り組みをして、もう二度と再びこういうような案件がないように、私は強くこの農政商工観光委員会の委員長名ぐらいで要請をしておきたいと。甘い処理はだめだと、ということで、私、主張しておきたいと思います。

もし私の意見に反論があったら、だれでも言うてください。時々起こるみたいなことを言っているのは、まずいですよ。

清水委員

いろいろと話は尽きないわけでございますけれども、そういったことであれば、この中で審議会なりによって再度検討すると。その辺までいかなくて、今、土屋委員が言ったように、農政商工観光委員会の皆さんがそれをどうにかやる

か、どちらかだと思っんですね。このままやっても、どこまで行っても平行線だと思うから、この委員会はそういう1つの切り口だね。答えはいいです。要望します。

(鳥獣害防止対策について)

土橋委員

収穫時期が終わってからとっていたことなんですけれども、耕作放棄地が日本一だという話がよく出てきていますけれども、私なんか、甲府にいますと、イノシシとか熊とかシカとかというのは結構遠いところの話のように感じていたんですけれども、きのう、武田神社のすぐ上の相川地区の人たちに聞いたら、大体300坪の土地にお米を植えている。それで、あの辺の人たちは、ホテルを守るとかで、除草剤をまいたりということはあんまりしないようにと一生懸命つくっているんですけれども、1反の土地で米が一粒もとれない。今までも何回か、だんだん少なくなってきたんですけども、とにかく1反の土地で……。それで、農協の関係か県の関係かわからないんですけれども、それを申請したら、お百姓さん1人なんだけれども、10人で調べに来て、この1列をとってみてくださいとかということをやられて、1列ずつとったけれども、米が1粒もとれないと。

そのときの話の中で、これ、森林環境部の関係になってしまうのかもしれないけれども、今、自然動物を見たかったら、あの辺へ来いと。熊もいれば、シカもいれば、イノシシなんかごろごろいるぞというような話が出ているということなんです。北の山つきも、もちろん東光寺から川田町のほうまで全部そうなんですけれども、耕作放棄地が増えて困るなんていっても、これじゃ、もうつくる気がしないと。

それで、新しく要害のほうへ向かっている道の左側は、もうほんとうにどんどんシカもいるというのが、昼間でも見られる。その右側には田んぼとかがあるんですけれども、一時、何かいいムードだなと思ったのが、やはりホテルを守るためにほとんどそういうものをやらなかったら、つぼが出てきた。つぼが出だしたら、鶴みたいな鳥が飛んできて、別につぼを養殖しているわけじゃないから、それもいいかなとっていたけれども、さすがに1反で1粒も米がとれない時代がきてしまったのでは、このままではやっていけないという話を、ほんとうにきのう、おとといに聞きました。

それで、調べてもらったらいいけれども、ほんとうに1反で1粒も……。イノシシにみんなやられたと。イノシシが米を食うんですかと言ったら、米を食って、運動会までやっている。雑食だから、ほんとうに腹の中は、今の時期は米だらけというぐらいの状況だよという話を聞きまして、その辺の対策をちょっと聞かせていただければと思います。

齋藤農業技術課長

鳥獣害防止対策については、それぞれ各市町村で鳥獣害の防止対策にかかわる計画づくりを、今、進めていただいています。その計画に基づいて、国の補助事業とか、県単事業を通じて、防止柵とか、電気柵とか、そんなような形で順次整備をいたしているところがございます。そういう面では、被害の多いところについては、計画的に防護柵の延長をしたり、電気柵をつくったりというふうな形での整備をしています。

また、個々の圃場等についての整備については、総合農業技術センターで開発をいたしました簡便な施設、経費の非常に少ない防護柵が設置できるような技術も確立してございますので、それらを通じて、個々の圃場についてはできるんですけれども、地域的な防除ということになりますと、やはり鳥獣害の防

除の総合対策交付金とか、そういうようなものを活用していきながら、地域全体として防護するような対策について、県としても補助をしていかないといけないと考えております。

土橋委員

たまたま私も突発的に、きのう、おとといの休みのときに聞いた話ですから、突然の質問にはなったんですけども、市のことだから、市で陳情を上げてこいということでもいいんですか。

齋藤農業技術課長

それぞれ具体的に計画的に整備するところについては、市の鳥獣害防止計画がございます。あと、突発的な鳥獣害の駆除については、有害鳥獣の駆除というふうなところでもございますので、そこら辺は一応、市町村が窓口になっています。駆除対策といいますか、管理、捕獲をする段階の部分については、市町村が窓口になってございますので、そこら辺については市町村にお願いします。また、恒久的なところについては、地域全体の防護柵とかということになりますと、やはり市の計画に基づきながら、交付金等を活用していただいて、整備をしていただくというふうな形で取り組んでいただければありがたいと思います。

土橋委員

何か笑い話になってしまうかもしれないですけども、例えば我々がゴルフをしに行くと、ゴルフ場の周りに2本ぐらいの電気のあれがありますよね。「あれをやればいいじゃん。あれだったら、そんなに金がかからんら」みたいな簡単な話をすると、あれは結構、やはり草が出てきて、草が当たったりしても、ショートしてもうきかなくなってしまうたり、あれをすることによって、いつでも、そこに年中行って、ものすごくきれいにしておかないと、何か当たるとだめで、結構面倒くさいものなんだよなんていう話を聞ききました。では、もっとしっかりした、映画に出てくるような、「ジュラシック・パーク」みたいにすごいやつを全部つくるのかという話になると、イノシシやシカ、熊を守るために、おりの中で自分たちが生活しているような状態になってしまうんじゃないかみたいなことも考えられるんですよ。

だから、こういう問題というのは、ほんとうに、特に町村とか、小さくなればなるほど、いろいろなことでもって難しい差が出てくると思うんですけども、県が主導で、こういうところはこうで、こうするしかないから、こうやったらどうだとかという指導は、町村が小さくなればなるほど、県のほうからどんどん積極的にしていってやらないと、お百姓さんがいなくなってしまうよ。町の中にある畑でつくるくらいはできても、山つきのところは、1反苦労して米が1粒もとれなかったという話を聞いたら、ほんとうに気の毒になってしまっ。よろしくお願いします。今後、それ、もっと勉強してみます。

(耕作放棄地対策及び担い手対策について)

浅川委員

今、土橋委員が耕作放棄地のことを言ったんですが、耕作放棄地と担い手は、つながっている部分だろうと思いますが、9月の初旬でしたか、委員会で耕作放棄地の勉強をしたわけでありましたが、重複する部分もあると思います。御勘弁を願いたいと思います。

県は、先ほど1位なんて言ったけれども、山梨県は2位なんですよ。長崎県に次いで2位なんです。もう2年ぐらいたちますか、農業ルネサンス大綱の中で、この5年間で耕作放棄地を解消するという計画を立てた中で、昨年度はどの程度、目標数値と実績が出たのか、その辺をパーセントと面積で教

えていただきたい。

山本農村振興課長

委員の御質問は、昨年度の耕作放棄地の解消面積とその率ということでございます。まず、昨年度の耕作放棄地の解消面積でございますけれども、新たに創出されました緊急雇用創出事業を活用した耕作放棄地整備景観保全事業とか、国の直接採択によります耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、また、県の単独事業でありますけれども、新たな担い手として企業参入を行うことを支援する企業的農業経営推進モデル事業などによりまして、195ヘクタールの耕作放棄地を解消しております。

もう1点の御質問でございますけれども、先ほど委員もおっしゃったように、センサスの中では14.7%ということでの2位ということでございますが、これもルネサンス大綱で、平成28年度までに6.2%まで下げるということでございますけれども、これは5年に1度のルネサンス大綱での数値ということで、現時点でのパーセンテージは現在のところ、把握してございません。

浅川委員

耕作放棄地対策も大変なことでありまして、その辺も承知しているわけですが、私も昨年度、ちょっとお手伝いをさせていただいた部分があるんですが、やはり大きい耕作放棄地を解消するためには、企業の参入がどうしても必要だろうと思っておりますが、今年の企業の参入はどの程度あったのか、説明していただけますか。

山本農村振興課長

先ほどの195ヘクタールの中に占めます、企業の農業参入の面積ということかと思っておりますが、昨年度は、建設業者さんなど10社が参入いたしまして、解消面積にいたしますと、6ヘクタールの契約を行いました。

浅川委員

新規就農とこの辺がちょっと入り乱れて質問しますが、たまたま今日の新聞に、新規就農に人材続々なんていう、ちょっと楽しい話題が書いてあったわけですが、今年、研修生を22人ですか。その中でかなりの人たちがこれからもやっていきたいという話も書いてあったり、また一方、不安もあったり、いろいろするわけですが、こうした人たちが新規就農する場合、畑と果樹に分かれて働いているようですが、その辺、どの程度、1人の耕作面積はできるんですか。

大島担い手対策室長

新規就農者につきましては、平成21年度、新聞等にありましたとおり、30年ぶりに100名に達したところであります。この大きな要因としましては、新規参入者が特に多くなっているわけです。新規就農者の中でも、耕作放棄地を利用していただいているのが、農地を持っていらっしやらない新規就農者が中心になっております。

新規就農者がどの程度耕作放棄地を利用しているかといいますと、具体的には調査しておりませんが、北杜市に昨年度参入した5名を調べてみますと、合計3.9ヘクタールの耕作放棄地を利用しております。そういう面でも、耕作放棄地の活用において、新規参入される方々が大きな役割を果たしていると考えております。

浅川委員

多分、北杜市の野菜のほうは梶原農園だろうと思うんですが、あそこから出

た方たちが、ほんとうに畑で野菜をつくるということになってやっていく中で、ほんとうにお手伝いをしなければ、1町歩は無理でしょう。そういう部分でいうと、県はそういう方たちにどのような支援をしているのか、支援策があったら、教えていただきたい。

大島担い手対策室長

先ほどもお話ししましたとおり、北杜市の3.9ヘクタールを利用された方々は、新規参入者で、野菜に取り組みされている方であります。この方々につきましては、非常に面積が要ると。特に有機栽培をされるということですので、2ヘクタール以上の面積がないと経営できないのではないかなと考えております。そのため、圃場整備をした圃場とか、一連の大きな農地につきまして、できるだけ優先的に使っていただけるよう、補助事業等を含めまして、指導していきたいと考えております。

浅川委員

よくわかりましたけれども、実は耕作放棄地もだけれども、もう間もなく耕作放棄地に入りそうな、耕作していない土地、遊休農地、これも含めて、北杜市はかなりの面積がありますので、こんなところの中で企業参入という部分はやはりほんとうに必要ですし、企業参入が図られないと、大きな遊休農地の発生やら、また、耕作放棄地の解消にはならないと思います。去年はどの程度の企業が参入しているのか、ちょっと正確に教えていただければ。

大島担い手対策室長

昨年の実績ですけれども、10社参入しております。今年度は、9月末現在で4社が参入しております。トータルで43社が参入しておりますけれども、このうち、休眠状態の企業もあります。相変わらず企業の参入志向は高い状況にあると認識しております。

浅川委員

この部分は非常に大切ですし、農政部としても、担い手対策室を今年度つくったわけでありますので、ちょっと話は飛びますが、商工の企業立地の部分と似ていると思いますので、今、こういう厳しい時代ですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

そこで、実は、予算にもなったわけでありますが、特に建設業の方たちの参入に対して、調査費等々の予算づけをして、それを使い切って、今回、補正が組まれたようなんですが、あれ、所管が土木ですよ。もしわかったら、その辺を教えていただければ。何社ぐらいが参入して、どの程度進んでいるのか。

大島担い手対策室長

県土整備部では、建設業の新分野の進出につきまして、支援をしております。平成20年から平成22年まで3年間の支援をしているところですが、32企業が新たな分野に進出しており、そのうち9企業が農業分野であります。いずれも農政部と県土整備部が連携をしながら、参入に対して支援を行っております。

浅川委員

先ほど、冒頭、部長が多分、頭を下げた部分のところだと思うんですが、明野の茅ヶ岳地区の企業参入というんですか、2社がありますね、日本農園と村上農園、多分このポンプだったんだろうと思うんですが、契約はかなり前からなさっているようですが、この辺の今の進捗状況がわかったら教えていただけますか。

山本農村振興課長

委員の御質問は、北杜市明野で進められている大規模法人の農業参入ということについてかと思えます。まず、平成20年4月に、村上農園及び日本農園と協定を締結して、参入することが既に予定されていましたが、このたび、村上農園につきましては、水耕栽培によりますカイワレダイコンの大規模栽培を行うべく、用地が約4ヘクタールほどございますけれども、この中に1.3ヘクタールほどのハウス2棟の建設に着手する運びとなっております。

日本農園におきましては、平成20年4月の協定締結以降、計画書は提出していただいております、それによりますと、平成23年7月ごろからの着手という計画になってございますが、契約締結後にまだ具体的な話は来ておらないというような状況となっております。

浅川委員

地域の雇用も含めて、ここの永井原地区につきましては、山本県政のころから、私も議会でも何回も質問させていただいたわけですが、かれこれかなりの年月がたっていますので、着地に向かって、最大限、県のほうも、農政も、資金援助の話があるのか、バックアップがあるのか知りませんが、その辺、課長はどんなふうにとらえておりますか。

山本農村振興課長

ただいまの委員の御質問は、先ほどの明野地区における施設整備等に係る支援というようなことかと思えます。今回、23年度からの生産という形でハウス2棟の建設に着手するというふうな形ではございますが、まだ具体的な建設事業費等が私どものほうに来ておりませんけれども、農業参入をされる際には、国の支援制度等もございますので、また具体については協議を通じて、支援制度を活用できるのであれば、その辺を勧めていきたいと考えています。

浅川委員

私も資金的な流れがよくわからないんですが、よく言われている、L資金か、S資金ですか、そういった部分があるようですので、この辺は、新たに誘致する企業もそうですが、最大限に前面に出しながら進めていただきたいと思います、いかがですか。

大島担い手対策室長

参入を希望する企業に対しましては、年々経営的に厳しいということで、参入する企業も承知しております。その面で、参入に当たりまして、相談で十分に意見交換をさせていただきまして、その企業が参入に当たって必要な農地の確保、生産技術、販路の確保、それから、資金の面、いろいろな課題を解決する面があると思います。それに当たりまして、市町村、また関係機関と連携をしながら、また、農政部に関係する補助事業、また、資金につきまして積極的に支援する中で、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

浅川委員

耕作放棄地については最後の質問にしたいと思えますが、いろいろな企業がありますけれども、やはり大島室長、御案内するときに、草ぼうぼうの土地、山の中へ連れていっても、企業の人たちも多分イメージがわからないと思うんですが、半分造成するような形、造成というか、場所をつくってあげて、やるような計画はあるんですか。

山本農村振興課長

委員の御質問は、要は、企業が参入するときには、ある程度の一団の農地がないと、なかなか耕作放棄地を見せられても、参入が難しいのではないかとというようなことだと思います。こうしたことは、私どももそのとおりだということなので、企業の農業誘致を円滑に推進していくためには、やはり企業に営農のイメージを想像できる一団の農用地が必要であるというようなことを、今おっしゃるように、当然考えてございます。

こうしたことから、今年度、緊急雇用創出事業を活用しました企業の農業参入推進事業を創設しました。この事業の実施地区といたしましては、養蚕の衰退であるとか、あるいは農業者の高齢化によりまして耕作放棄地となっておりました、北杜市須玉町の笹場地区、約15ヘクタールでございますけれども、この一団の農地をモデルに選定しまして、本年10月中旬ごろを目途に耕作放棄地の再生整備に着手していきたいということにしております。

また、当然、参入企業とのマッチング等もございますので、参入企業につきましては、担い手対策室と連携をして、幾つか打診をしたところでございますけれども、県外の企業からも強い興味を示していただいておりますので、今後、詳細について具体化するように打ち合わせを進めていきたいと考えてございます。

浅川委員

あと、担い手のほうを1つだけ質問して、終わらせたいと思います。今日の新聞も見つ中で、かなり希望に燃えて来ても、土地勘がない、よそから来た人たちに対して、地域も含めて、応援隊というんですか、地域の長老も含めて、そういう人たちが、入り込みやすい、また定着しやすいような環境づくりをしていただきたいと思いますので、これはどこの課かわかりませんが、そんなことは考えておられますか。

大島担い手対策室長

今回、県では、新規就農者の確保につきまして力を入れておりまして、就農定着制度、それから、農業協力隊制度を今年から新たに新設または拡充をしているところであります。この方々が今後、就農に当たりまして、農地の問題、販路の問題につきまして、県だけでは支援できませんので、今後、市町村の方にもこういう方々をよく知っていただいて、また、いろいろな面で、県以外に、JAさんにも御支援をいただき、総合的に支援をしていきたいと考えております。

浅川委員

最後になりますが、せっかくここまでいろいろこういうふうに質問させていただきましたけれども、耕作放棄地対策と担い手対策について、部長の思いがありましたら、お伺いしたいと思います。

松村農政部部长

今、委員から御指摘ありましたとおり、まず私たちは、担い手対策と耕作放棄地対策はぜひ一体的にとらえて取り組んでいきたいと思っております。耕作放棄地対策を推進する上でも、担い手対策は、言葉を変えると、重要な役割を果たすということになるかと思いますが、この担い手対策は、私たちが進めるに当たって、しっかりと参入したい方のニーズを踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

家族経営体のような形で新規参入を志す方にとっては、農業協力隊、もしくは、今年から篤農家の方々のお力をかりて取り組み始めた定着支援制度、これらを軸に展開していきたいと思っておりますし、もう1つの大きな柱である企業の参入につきましても、同じように、企業のニーズをしっかりと踏まえて取り組んで

いきたいと思います。

これまでも企業で参入を希望する方の意向に沿った、オーダーメイドの形で基盤整備を進めてきたんですけれども、ただ、最近、よく私たちが感じるようになりましたのは、企業が参入するに当たって、やはり迅速な対応をしっかりとしないと、なかなかほかの県に負けない誘致力につながらないなということを感じるようになりました。

よく聞くのは、だれに相談すればいいのかということと、参入したいけれども、土地はあるのかと、大体この2つの事項に集約されると思います。県の組織におきましては、今年から担い手対策室はつくりましたけれども、あわせて、農地活用の専任の担当も置かせていただきました。また、土地に関しましても、水土里ネットという、農地の情報を県が把握できるツールも整いつつありますし、先ほど農村振興課長から説明がありましたとおり、緊急雇用対策なども活用して、あらかじめ一定の農地を用意して、企業からのオーダーがあったとき、すぐ対応できる体制も整えていきたいと思っています。

山梨県でございますけれども、首都圏も近いということもあります。また、北杜市の方面は、イメージ的にも、首都圏のレストランなどで使いたい野菜をここでつくってみたいという企業のオーダーもよく聞きます。そういう声が来たときは、今言った、専任の対応性とあらかじめ用意している農地の量で他県に負けないように取り組んでいきたいと思っております。

主な質疑等 商工労働部・労働委員会関係

※第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(企業立地について)

土屋委員 先ほども部長からお話がありましたように、日本全国、景気低迷が続いているわけでありまして、やや持ち直したという話は全国テレビも同じような話をされているんですが、実際のところ、まだそんなように上向いているようには実感が伴っていないと思うんですね。

そこで、安藤室長にお伺いしたいんですけれども、本会議の議論の中で、22年度中に企業が56社ぐらい立地をしたという話があったんですが、立地された企業がどれぐらい現在あるのか、示してもらいたいと思います。

高根産業立地推進課長

ただいまの56件ですけれども、企業立地動向調査で、ここ3年間、平成20、21、22年の延べ件数が、平成19年の本県への企業の立地件数が20件、平成20年の立地件数が21件、平成21年の立地件数が15件でありますので、この3つを足しますと56件ということで、本会議の席上、その件数につきまして、質問がありました。

土屋委員 件数でいくと、すばらしい、当局の御努力、成果が示されているのではないかと思います。この56件の企業の立地に伴って、社員がどのぐらいいるのか。

高根産業立地推進課長

企業立地動向調査ですけれども、この調査といいますのは、企業がその土地を取得したときを全国一律の基準日として1件という形で数えておりまして、その後、地質調査、測量、建物をつくって、操業しますので、通常ですと、土地を買って、早くても2年から3年ぐらいで操業に至りますので、現時点のこの56社が全部で幾人かというのは把握しておりません。

土屋委員 本会議で聞いて、56件というと、1万人ぐらいの社員が増えたのかなと、聞く側にとってはそう聞こえるんですね。今言った詳しい説明がないから。56件、3カ年間で企業立地がされたということになると、その企業に対する期待、従業員が確保されたのではないかと、私をはじめ、皆、思うんですね。で

も、今の説明ですと、用地を確保して、やがて56社になるだろうということですね。

高根産業立地推進課長

はい。

土屋委員

今現在、どのぐらい社員がいるか大体わかるでしょう。みんな、補助金を出したりしているんだから。企業立地56件には、みんな、1社当たり1億円とか3億円って、立地企業に補助金を出す基準があるでしょう。

高根産業立地推進課長

企業立地動向調査につきましては、先ほど説明しましたとおり、1,000平米以上という基準がありますので、その土地を取得していただきました企業の、暦ごとの、毎年ごとの立地件数です。

今、委員さんから言われますのは、産業集積促進助成金の関係ではないかと思えます。企業さんが県内に立地しまして、土地を除きました投下固定資産が5億円以上の案件につきまして、産業集積促進助成金の中で、1割、または場合によっては5%ですけれども、助成をしております。その延べ件数というのは、現在まで21件、総額ですと約37億円を助成金として企業に交付しております。

土屋委員

なるほど。21件の内訳は、後でいいんですけれども、私に教えてもらいたいなと。先に言っておけばよかったですかね。37億円の助成をして、21件の企業が来た。従業員はどのぐらいになっていますか。

高根産業立地推進課長

21件に対します増加雇用人数ですけれども、21社合計で792人です。

土屋委員

もう1点お尋ねしたいんですけれども、本会議でも委員会でも何回も何回も議論を呼んでいる、本県の大規模の企業が、撤退という言葉はちょっと聞きづらい言葉ですけれども、一部ですが、他県へ移動した、東京エレクトロンほか、何社かあるんですけれども、その従業員がどのぐらい県外へ転出したかわかりますか。わかったら教えてもらいたい。

高根産業立地推進課長

非常に難しい御質問なんですけれども、最近のケースですと、まだ移転はしていないんですが、東京エレクトロンが仙台へ行くのに、県内から仙台に500人移りますというお話が1つありました。もう1つ、国母工業団地の中にパナソニックがあるんですけれども、その部分が、県外というか、実際は国外に移転したんですが、その時点で200人強の人数というような形で県内から県外に移転をしましたケースがあります。

土屋委員

今、2社だけ挙げてくれたんですが、あれもありますね。もちろんパイオニアもあるし、ファナックもあるわけですけれども、どんなようになっているか。今すぐお答えになれなかったら、後でもいいんですけれども、そういう報道がされているので、どのぐらい他県へ、そういうような大きな会社の社員、従業員が転出されているのかとか、当然、どこかの機関で調べているはずですよ。

高根産業立地推進課長

今、手持ちで細かいデータがなくて申しわけありませんので、後で出したいと思えますけれども、私の記憶ですと、ファナックにつきましては、移転といいますより、今、山梨県内でも操業を充実していただいておりますし、一部そういううわさもあったんですけれども、移転までには至っていないと思っております。

パイオニアにつきましては、当時、田富の工場に約550人の人が勤めておりました、その人たちの一部は、県内の国母工業団地にパイオニアの違う工場があるんですけれども、そちらに配置転換がされたり、一部は、パイオニアですと、全国にいろいろな工場がありますので、そちらに移転をしたと記憶しております。

土屋委員

何となく入りと出が符合するような気がするんですね。本会議場では、56件の企業が来たというと、山梨県の人口が1万人ぐらい増えたのかなど。この雇用環境が悪いとき、経済情勢があまり好ましくないときに、これだけ特筆してこういうふうに言われると、雇用状況が本県においては相当緩和されたというか、皆さんの努力によっていい傾向になったというふうに聞いている人たちは思うんですけども、今、高根課長との質疑の中で皆さん方もおわかりのように、何となくおおまかでも、792人が入ってきて、出た人が千何十人ぐらいですか、だから、符合するような気がしてならないんです。もう少し努力をしていただいて、パイオニアにしても、東京エレクトロンにしても、そういうような大きな、将来性のある大規模の企業が来ると、もう少し雇用環境がよくなるんじゃないかなというつもりで私は質問しているんです。

今現在の数値を見ると、出る人と来る人でほぼ同じぐらいなのかなど、聞いていてそう思いますよね。課長、どうですか。

高根産業立地推進課長

1つは、東京エレクトロンから始まりまして、大手企業さんが県外移転という形で、今、委員さんが言われますように、何百人という方が出ておりますけれども、例えば一方におきましては、パナソニックさんの場合ですと、先ほど説明しましたように、県外へ出たんですけれども、佐賀の鳥栖からまた逆に言いますと800人ぐらいが山梨に来ておりました、全体でそういうところを見ますと、ほぼツープイ、行ったり来たりの状況じゃないかと思えます。

56件につきましては、先ほどから説明しておりますように、ここ3年間の間に土地を買いまして、一部、工事に着手したりとかという形で企業さんが進めておりますので、その企業立地の成果はやはり2年、3年先に少しずつ出てくるんじゃないかと思っておりますので、何とぞまた御協力等もお願いしたいと思えます。

土屋委員

わかりました。その点はわかったんですけども、56件のその立地企業全部が操業開始すると、おおよそでどのぐらいの工員といいたいでしょうか、社員といいたいでしょうか、確保できるんでしょうか。アバウトでいいです。そんなにどんびしゃでなくてもいいんですけれども。

高根産業立地推進課長

この企業立地動向調査では、入りますときに、企業さんの規模とか従業員数まで細かく把握しておりません。どこの土地をいつ購入したかというところで

件数を把握しています。非常に難しい質問ですので、今の時点で、56社が将来的に何人雇用するかというのは把握しておりません。統計的なこともありますし、個々の企業さんにつきましては、やはり県内に入居して、実際に工場をつくる時点で我々も相談に乗ったり、円滑に工場の建設ができて、操業ができるような形でずっと引き続いて支援をしていきたいと思っておりますので、その点につきましては、現時点では把握できていないということで御理解をお願いしたいと思います。

土屋委員

御理解といっても、なかなか理解できないんですね。なぜかという、21件で37億円の補助金を、尊いお金を出しておきながら、今、造成中だ、建築中だなんていうことで、会社の規模もわからないというのでは、あまりにもアバウト過ぎるじゃないですかね。おおむね、この会社は1,000人ぐらいの規模だから5億円出したとか。問題になったところが、どこかもいつかあったじゃないですか。5億円補助金を出したら、その町へ半分の2億円も寄附した会社があるでしょう。あえて名前を挙げませんが、国税庁、検察庁から手が入ったじゃないですか。そういうようなことをやっちゃいけないということを僕は言いたいんです。21件はわかっているんでしょう、37億円も補助金を出しているんだから。社員数がどのぐらいか、わからない？

高根産業立地推進課長

繰り返しになって非常に申しわけないんですけども、企業立地動向調査というのは、土地を取得した時点をとらえて件数を、先ほど説明しました、この3カ年間で56件の企業が山梨県に入居しましたということでとらえております。

もう1つ、今、委員さんから御質問のありました産業集積促進助成金につきましては、土地を買いまして、建物をつくる時点で、投下する全体の経費がわかります。土地を除きます。工場の建物に何億円、機械に何億円ということが確認できますので、その時点で事業認定を要綱に基づいて出していただきまして、大枠の助成額を定めます。操業しまして、具体的にその金額であるということが確認できた時点で、県で助成金を支払っておりますので、つまり、工場も操業して、どういう状態であるかということが把握できますから、助成金のほうでは、投資をした金額もわかりますし、従業員の数もわかるんです。ですから、助成金につきましては、操業したものというふうに御理解をお願いしたいと思います。

企業立地動向調査というのは、企業さんが土地を買った段階で、本県に何件入居したかという形で御理解をお願いしたいと思います。ですから、買った時点ですから、まだ企業の規模とか従業員数がなかなか我々のほうでも把握できておりませんので、例えば56件で従業員数は何人かと今言われましても、手持ちの数字もありませんので、なかなか答えることができないということで御理解をお願いしたいと思います。

土屋委員

通告していないから、調べようがないと思うし、お答えのしようも難しいと思うんですが、私は基本的には、この21件に37億円の助成をした、この企業の実態だけはこういう席で明らかにしてもいいんじゃないかなと。その56件については、今の説明でも理解できるんですけども、ほんとうは56件についても、こういう業種で、社員は大体このぐらいの規模、また、景気がよくなれば、このぐらい増えるような状況だということ、ちゃんといろいろな、あるでしょう。助成してもらおう基準の要件があるわけで、私はまだ見ていない

ので、それらはもう少し勉強してからまた再度議論したいと思います。

56件の一覧表を後ほど委員会に出してもらいたいと思う。それから、37億円の21件についても、資料をこの常任委員会に出してもらいたいと思う。

高根産業立地推進課長

企業立地動向調査の56件につきましては、統計上、件数等が公表になっておりまして、個々の細かい企業につきましては、統計法上の秘密の点から、公表になっておりません。ですから、何年に、先ほど言いました件数でということは公表できるんですけども、個々の細かい点につきましては、統計手法上の点もありまして、公表は事実上できない……。

土屋委員

そんな答弁はないよ。これは個人情報じゃないんですよ。土地を買って、わざわざ登記して、そこへ会社の工場を建てるというのをよそに出せないというばかがありっこないじゃないですか。今から社員を募集したり何かするのに、その情報がとれないなんてありっこないじゃないですか。県民をばかにしちゃいかんよ、そんな答弁は。正式の場所で聞いているんだから。一個人の問題じゃないんですよ。土地を買うということは法務局へ登記をする行為ですから、そこへは工場を建てる確認申請で、必ず建物を建てるわけですから、秘密にすることはないじゃないですか。どうしてそれが出せないんですか。今出せとは言わない。資料で後ほど出してくれと言っているんですよ。準備する期間があると思うから。

高根産業立地推進課長

先ほど説明しているんですけども、企業立地動向調査につきましては、統計法の41条の中に守秘義務というのがありまして、この調査を行うのに、企業さんの個々の中身につきましては、原則として公表しない。つまり、件数等についてだけ公表しているというのが、この企業立地動向調査の調査方法であります。ですから、委員さんが言われますように、56件がどういう企業で、どこの土地を買って、どういう内容かということにつきましては、この統計法上の規定から、逆に言いますと、オープンになっていないということで、そういうことで皆さんの御理解を得てこの調査をやっておりますので、現状、そこまで公表することは非常に困難であるということで御理解をお願いしたいと思います。

土屋委員

私は納得いかないですね。その法律を私は勉強していないからわかりませんが、先ほどから何回も申し上げているように、山梨県に来て、工場を建設して、広く社員を求めたり、製品をまたよそへ売却するというのが、統計法上は公開してはいけないということはあるかもしれない。今、おっしゃるようにあるかもしれないけれども、登記行為をするわけですから、堂々たるものじゃないですか。

それがだめじゃだめでもいいけれども、少なくとも本会議場で、56件があるということは、県民はうんと期待するわけですよ。今の雇用環境が悪いとき、経済状況が悪いとき、山梨県には56件の企業立地をさせるんだなど。いっぱい問い合わせがありますよ。だけど、それは公表するわけにはいかない。統計で調べたものであって、実態がわからないなんていう県行政では、困るじゃないですか。

それは一步譲るとしても、私は、ある程度、そういうものは、こういう町にこういう会社が立地法に基づいて来ていますよと、何か知らせてあげなければ、

社員を集めるにしても、今度は品物を売る経営のいろいろな手続にしても、完全に仕上がってからでなければ、みんな、秘密だからだめですよなんていうことは、私はおかしいと思うね。しかもそれにはやがてはそれなりの補助金も出さなきゃならないでしょう。一切合財、ただ統計で知っただけということですか。

#### 高根産業立地推進課長

まことに申しわけないんですけれども、この企業立地動向調査というのは、企業名に関しては非公開になっております。そして、今、委員さんの御質問にありましたように、その企業さんが、例えばある市町村に入りまして、操業をする過程の中で、ここの土地にこういう工場をつくりたいというような許認可の関係、または従業員を集めたいというような場合、我々のほうに相談がありました場合ですと、例えば市町村とか関係するところにもお願いをしたりして、この企業がこういう人数を求めている、または、こういう専門の人たちを欲しがっているというところはフォローしながらあっせんをして、円滑に操業ができるような手助けはしております。ということで、1つは御理解をお願いしたいと思います。

もう1つは、56件の企業につきまして、すべて助成金を交付しているわけではありません。先ほどから言いましたように、産業集積促進助成金というのは、投下する、土地代を除きました、施設整備等の経費が5億円以上のものについて県で助成をしておりますので、大部分の企業というのは、例えば小さい工場ですと、5億円までいかないケースが大部分です。例えば建物に何千万円、機械に何千万円というような形で県内に入ってくる企業もありますので、そういう企業につきましても、できるだけお話をして、要望等については、できるだけ県行政でも応援できるところは応援するというような形でしておりますので、そこは何とか御理解というんですか、お願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 土屋委員

押し問答をしてもしょうがないと思いますけれども、統計法の41条で封印というから、後で見せてもらいたいと思っているんですけれども、私はそんな秘密にする性質のものじゃないかと。弁識力という法律用語がありますけれども、常識で考えても、そういうような工場というのは、今も課長からお話があったように、必ず市町村や県に手続を踏んで、確認申請をとったり、用地については法務局へ登記したりするものをなぜ隠さなければならないか。その法律の根拠というのは私はわからないんですけれども、そんな法律論の議論をこんなところでやるべきじゃないと。私は個人的にはそういうものは公表すべきだと思っているので、今、質問しているわけですね。でも、それは答えられないということですから、あえて私は追いかけません。

やがてこの56社が安定して、必ず3年の間に山梨県で定着してもらうように私はお願いしたいわけですよ。だけど、公表しない、県は内緒でやっていくなんてことは、うまくない。堂々と公表して、そういうところへは、あらかじめ社員の確保をする。

なぜ私がそんなことを申し上げるかというと、今年の春、高校、大学を卒業した本県の未就職者が400人もいます。知ってのとおり、全国でまれに見るケースだという議論をやったんですよ。だから、皆さんの努力もあったかもしれないけれども、県民の理解もあって、56社が用地を確保して、3カ年間に工場をつくるということは広くPRしなければ、社員確保が大変でしょう。今言った400人の中にも、行きたいという人もいますでしょう。

そういう見地からいけば、何でもひた隠しに、法律で知らせてはいけないというのであれば、私はその法律が矛盾していると思う。個人情報とちょっとわけが違うと思うんですがね。今言った、統計法上はうまくないということですけども、こういうところの議論で、この町へこういうものが、あるいは、この市へこういう工場が3カ年間で来そうだということは、早く知ったほうが、就職関係もよくなるんじゃないかと私は思うんですよ。ひた隠しにしておいて、何となくある日パッと出てきて、さあ、募集だ、さあ、工場の機械を入れるだなんてことより、一般常識論で。一般常識論が法律ですから。

今、コンプライアンスや何かで、法律違反してはいけないという時代ですから、法律で書いてある以上、私はそれ以上聞きませんが、私の見解はそうじゃないよと。工場が56社も来るなんていうことは、本会議場で知事さんも言って、知事さんの努力が実っていますと広くPRしようと思ったけれども、これはひた隠しにしておかなければ統計法上違反だと、私、今度は周りに言ったら、聞いた人は何としますか。そういうことを私はあえて、野党じゃありませんから、いい意味で質問しているんですけども、そういうお答えが返ってくると、なかなか私も、よくわかりました、頑張ってくれとはこの場で言づらいですね。

#### 安藤産業立地室長

先ほど来課長から申し上げますけれども、56件というのは、企業立地動向調査の統計数字でございまして、もう1つの21件は、県の産業集積促進助成金の補助を出した件数ということで、この2つは必ずしも一致いたしません。同じになることもありますし、県の助成金をもらうような投資額がなかったり、従業員の採用がなかったりするということもありますので、これは必ずしもリンクはしていません。

それから、委員さんが先ほどから御発言ございます、工場の調査の公表の件でございまして、これは先ほど来課長から申し上げますとおり、経済産業省でやっている統計調査でございまして、その具体名を公表できないというのは、おそらく企業は今、厳しい企業間競争にさらされている中で、どこにどういう土地をどういう目的でつくるというのも、1つは企業秘密として、競争上、おそらく守らなければやっていけないんだろうと思います。それからもう1つ、統計調査で正しい数字を出すということは、正直に出してもらいたいという気持ちがあるものですから、正直に出すには、秘密を守ることがおそらく前提になっているんであらうと思います。

私どもは、今、企業誘致をしております、いろいろな企業と接触がございまして、相手方の企業さんが公表しないことは、私どもから公表することはしないようにしています。これは今、投資家情報等、いろいろ上場企業さんは厳しいものがございまして、インサイダー取引の問題とかそういうものがあって、企業が出す情報というのは、きちんと管理されているというふうに思っております。したがって、企業立地動向調査の具体的な企業名が出せないことについては、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

#### 土屋委員

また私なりに通産省なりそういうところへ問い合わせをしてみますから。今の話は、私は納得はしません。私は何回も申し上げているように、企業間競争ということよりは、今、どちらかという、企業立地ということは非常に難しいのに、56件、統計に載っているということは、あなたたちの努力があったかもしれない、横内知事のトップセールスの成果があったかもしれないけれども、中身が伴っていないなんて、そんなことを私は認めるわけにいかないと思

うんですよ。

では、21件の助成金を出したのは、会社一覧表を出せますか。

高根産業立地推進課長

一覧表につきましては、現在、ホームページにもここ何年間の、何年にどの企業に幾ら交付したということも載せておりますので、一覧表ということでしたら、どこでも一般の人から御照会があった場合には、すべて開示をしております。

土屋委員

では、もう公表できるということですね。

高根産業立地推進課長

はい、どこの企業に幾ら、いつの時期に出したということは……。

土屋委員

それをこの委員会に出してくれと言ったんだから、私がしつこくやっているもんだから……。

高根産業立地推進課長

すみませんでした。

土屋委員

これは権威ある委員会ですよ。この委員会に出せと言ったら、56件は出せない。企業間の秘密事項があるから出せない。21件については、もう37億円の県費のお金を助成しているんだから、出せと言ったら、ホームページに載っていますよと。これはかなり木で鼻をくくったような答弁だよ、君。

高根産業立地推進課長

まことにすみません。ということで、この助成金の21件につきましてはオープンにしておりますので、公表を早急に行います。

土屋委員

今のやりとりを聞いている人たちが判断すると思いますが、私がしつこくやっているから、なるべく逃げよう、逃げよう、何とかこの場だけうまくやろうというのは、これは正式の会議の場であって、要求に答えられるものはちゃんと……。ホームページに載っているから、ホームページを見ろなんていう言い方は、極めて県会議員に失礼な言い方なんですよ。私から言わせれば、あなたの年ではホームページは開けまいだろう、勝手にうちへ帰って見ろなんていう言い方は通りませんよ。これ、部長、今のやりとりを見ていて、どう思う？ こんなことは部長の責任ですよ。

丹澤商工労働部長

言葉足らずの点がありましたことは、私から重々おわびを申し上げたいと思います。資料につきましては、速やかに提出をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

土屋委員

はい、了解。

(県内企業の県外進出への支援について)

土橋委員

今、土屋委員の話の中で1つやはりぞっとするのが、今年の卒業生がまだ400人も就職が決まっていない。ということは、この産業立地だとか、いろいろ

るなものが進んでいかなければ、来年もまた同じぐらい就職ができないのかなと。そうすると、今度は800人になってしまう。800人が一緒になって、それも新卒者ということであれば、20歳前後の人たちが1,000人もうろうろしているような時代になってしまったら困るなということで、いかに新しい企業に来てもらえるかというのは大事なことだと思うから、ぜひ産業立地室も頑張って、もっと張り切ってやってもらいたい。計画を立てたけれども、まだつくっていないなんていうところはどんどん推進していってもらえるように、雇用につながるようにやってもらいたいと思います。

それと全く相反した話になるような気がしますけれども、山梨県というのはどんな県かなということを考えたら、昔からよく甲州商人だと言われて、一生懸命で地場でつくったものを他県へ持って行って売り歩いたというのが、甲州商人と言われた山梨だったと思います。

そんな中で、私、前の議会のときにもやったんですけれども、例えばジュエリー関係だとか、桃だとか、ワインを県外へ売るといような、今度、逆に外へ出て売る、そんなような企業に対してのお手伝い。来る人に対しての土地を買ったりなんかのお手伝いというのは、もちろんどんどんやってもらう。人が増えれば、消費につながるし、就職もできるということになりますから。ただ、県外へ出て行って、やっている人たちも、少しでもその辺のところがよくなれば、もちろんその会社でまた人を使うようにもなったりということで、逆に今度、外へ行く部分のお手伝いをうんと積極的にやってもらいたいと思う。

私、今回、観光のほうで少しやろうと思っていたんですけれども、実はこの議会が始まる1日前まで、中国で日本消費品展というのがありまして、行って見てきたら、1956年に第1回目をやって、それからずっと延々と50何年間やっているらしいんですけれども、写真展がありまして、当初は、旋盤の機械みたいなものが、すごく並んでいる。あとは、繭から絹をとる機械というようなものの写真がいっぱい並んでいまして、日本は、このころから、旋盤だとかそういうものでもって中国とおつき合いをしながら、活躍していたんだなというのをすごく感じてきました。

何百社というあれがずっと出てきていて、その中には、例えば沖縄はガラス工房だとかという企業がいっぱい出ている中に、山梨がないかななんて思いながら。1社だけあったから、私、行ったんですけれども、そこが出ていましてね。ただ、偶然その中で会ったのが、吉田の人なんですけれども、2社の織物屋さんが2人で来ていまして、次の出展を見据えて勉強に来ましたなんていって、名刺交換をさせてもらって、こういう企業があってくれてよかったなと思ったんです。

やはり日本から外へ出たり、山梨から外へ出て売るとい企業に対して、思い切りお手伝いをしてやる。必ずその人たちが外へ行って稼いでくれますから、その辺のところのお手伝いの様子というのをもっともっと私も知らなければいけないし、勉強して行って、12月の議会ぐらいまでには、その辺のところもまとめたいと思っているんですけれども、お手伝いの様子を教えてくださいたいと思います。すみません、長くなりました。

#### 尾崎産業支援課長

土橋委員の、県外に、国内外かと思いますが、行かれる方のお手伝いという趣旨の御質問にお答えいたします。県では、県外の展示会、それから、国外、海外の展示会への支援を積極的に行っております。現状、委員から御指摘がありましたように、OEMからの転換とか、あるいは下請けからの転換を図りまして、御自分たちで販路を開拓されるという機運が高まっていることから、制

度といたしましては、みらいファンド育成事業であるとか、ブランドチャレンジ支援事業などのメニューをそろえまして、海外に出られる方には、2分の1から3分の2の補助を行っております。

実績も、この厳しい状況を反映してか、東アジアの旺盛な需要を求めまして、東アジアの展示会への申請が伸びておりますので、支援実績としても、近年では、単年度で10件程度の助成を行っております。

土橋委員

ありがとうございます。私、今でもしっかりそう思っているんですけども、やはり県内、ましてや国内の消費が落ち込んでいる中で、県外とか国外へ飛び出して行ってやるというところは、私、先ほどからそんな話をしましたけれども、中でやらないだけで、中でつくったものをそっちへ行って売ってきてくれる、もうけはこっちへ入ってくるという話になってくると、産業立地と同じように、すごく大事な事業だと思っています。

今、課長から10件ほどあったという話を聞きましたけれども、もしそうだとしたら、こういうことをしませんかということで、もっと宣伝が必要じゃないかなと。「どこかで何かで見たけれども、こういうのはあるんですか」と産業支援機構へ飛び込んで、「実はこういうのがあるからどうですか」という以外にも、もっと、「国外に対して販路を拡大していくようなところがあったら、こういうことをしますよ」みたいなことも、どんどん宣伝をしてもらって。たくさんあれば、例えば金額的にはうんと出るかもしれないけれども、出れば出たほど、外へ出て、そういうものが活動しているんだなということになると思うんですよね。だから、もっと活用してもらえるための宣伝をしたりしないと。

緩やかに景気は回復しているなんていったって、絶対回復なんかしていませんから、そこまで持っていくためには、やはり外へ目を向けたり……、知事自身がトップセールスだといって、ワインを外へ持っていったり、こういうことをやっているわけなんですけれども、その辺のところをしっかりとやる。その先頭に立ってやるのがここの部署かなと思っていますので、ぜひその辺のところを県内の人にしっかりとPRをしてもらって、活動できるようにしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

主な質疑等 観光部関係

※第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(やまなしのワインと食魅力発信事業費について)

高野委員

ちょっと教えてもらいたいんですけども、このワインと食の新規事業ということで、レストランというふうなことです。ここで出すワインというのは、今、私が知っている範囲では、出ているワインのうちの、特に勝沼というか、甲州で約30社ほどあるんですけども、その半分以上は輸入ワインとブレンドしているんじゃないかなというふうな気がするんですよ。だから、もしほんとうにここで山梨のワインをとる気持ちがあれば、原料も100%山梨のブドウを使うとか、ただワインと書いてあっても、3本1,000円のチリのワインもワインだし、日本の高いワインもワインだから、その辺の考え方はどんな考え方なの？

小林観光振興課長

委員のおっしゃるとおりでございます。やはり由来の正しい県産ワインを提供するという考え方でございまして、山梨県ワイン酒造組合などが定義しました県産ワインということで、県産ブドウを基本としてつくった県産のワインを御提供したいと考えております。

高野委員

検察までうそをつく時代だから、ワイン協会にしても、ワイン組合にしてもそうなんだけれども、やはりその辺はしっかりと。ただお任せして、こうだよというんじゃないで、そこにやはりこだわってもらわないと。ほんとうにこれをよくしていこうと思うときに、まずいけどうまいじゃないけれども、やはり地元産原料にほんとうにこだわってもらわないと。ワインの後ろを見るとどういふふうに書いてあるか、よくわかるでしょう。あれ、ほんとうは私に言わせれば、でたらめなんだよね。要するに、輸入しても、日本で発酵すればいいとか、輸入しても、日本で瓶詰めすればいいとか、いろいろなことがあるじゃない。だから、そういう部分をやはり的確にしていだかないと、本来の山梨のワインが出てこないんだよね。

もう1つはやはり、勝沼なんかでも、こだわる人と量をたくさんつくる人との感覚がちょっとずれている。勝沼で限定でつくっている人は、勝沼産甲州ブドウ原料のワインをつくっている。ところが、量的にもっとつくりたい人たちは、山梨県産と言え、どこであろうが、要するに、原料をどんどん入れて、ちょっとわけのわからないというふうな部分が出てきてしまうから、そのところだけはほんとうに慎重に。私たちがもし行くときがあっても、絶対調べてよく見るから、そのところで間違いを起こさないようにやっていただきたいと思うんですけども、その辺の決意はどうなんでしょう。

小林観光振興課長

現在、1階の物販店舗でもワインを取り扱っておるんですが、県産ワインの定義は非常に大事でございますので、県産由来の原料を使ったという形で定義を決めた中で、こういうワインを扱いなさいという形できちっと指示をしてお

りまして、当然、上の飲食店舗につきましても、同じように、由緒正しい県産ワインを取り扱っていきたいと考えております。

高野委員　私の言っているのは、評論家的な話じゃないの。要するに、本当に入ってきたら、例えばどこまでできるかの確認だけはしっかりしてもらわないと。ただ、今の答弁では何となく、ワイン協会へぶん投げて、県産原料というか、例えば甲州種原料という部分で甲州というものが出ているかという、そのところは信じちゃだめだよ。だから、自分で確認してやってもらいたいと私は思っています。そんなところでどうですか。

小林観光振興課長

担当課長といたしまして、私自身が品物をきちっと扱うという決意を持って、この飲食店舗につきましてもやっていきたいと考えております。

高野委員　いい答えだ。

浅川委員　会派の説明会でも知事にもお伺いを立てたんですが、ここはアンテナショップなのか、それとも、何なのかという質問を知事にもいたしました。ここの2階の建物についての経営の主体を教えてください。

小林観光振興課長

アンテナショップそのものにつきましては、やまなし観光推進機構が所掌しているわけでございますけれども、2階の店舗につきましては、専門的知識がありまして、非常に知名度が高く、県の顔としても非常に期待できる田崎真也氏が経営しております会社に委託したいと考えております。

浅川委員　そういうことを聞いているんじゃないかと、それはアドバイザーとして田崎さんが関与するようなことはマスコミ等々で知ったわけでありましたが、この店自体を経営するのはどこが経営するかということ。

小林観光振興課長

県からやまなし観光推進機構に委託するわけでございますけれども、やまなし観光推進機構には経営ノウハウがございませんので、田崎真也さんが経営する会社に経営をお願いいたします。

浅川委員　あまり酒のことはわからないけれども、ここが損失だとか、赤字になったときは、どうするんですか。

小林観光振興課長

田崎さんの経営する会社に経営委託するわけでございますけれども、今度行う契約におきましては、委託料は発生しません。委託料はゼロ円ということで、田崎さんの会社の運営経理の中で、田崎さんの責任の中でその収支は行います。県では、定期的に運営状況の報告をいただくことになっております。

浅川委員　今回、2,500万円の予算が計上されたわけでありましたが、これは、要するに、借地のテナントの権利なの？ それとも、店舗の改装費用も含めてある？

小林観光振興課長

今回お願いしています経費2,515万9,000円でございますけれども、この約半額の1,167万円が、場所を借りるための敷金でございます。賃借料と共益費が11月から5カ月分ということになっておりまして、612万2,000円になっております。あと、貸し室が事務所づくりだったものですので、厨房として使うための工事費を県が負担するということで、厨房設備費として639万1,000円になっております。残りの内装がやはり1,000万円単位でお金がかかるんですが、これは田崎さんの会社で経費を負担いたしますし、今後の運営経費、人件費等々につきましても、田崎さんの会社で負担していきます。

浅川委員

ということは、地代というか借地料については、県で払うということですね。

では、引き続き。これ、予算と正確にヒットするかどうかわかりませんが、富士の国やまなし館というのは、上下一体だと私は思っております。今年の6月、新たなスタートを切ったばかりでありまして、先般、3月までですか、運営していた、館長と言われる、県からお願いした方がいましたね。そうした中で、そのときの反省も踏まえる中で、私、自分自身で調査した中では、彼はワインとか、商品陳列等にたけていて、そういう部分でかなり人を雇ったり、売り場がかなり拡充して、売り上げも増えた。ところが、観光情報案内がかなり低下して、要するに、パンフレットも含めて、かなり端っこに行ってしまったという部分があるんですけれども、その辺も承知していますか。

小林観光振興課長

富士の国やまなし館には、やまなし観光推進機構のプロパーの職員を常駐させまして行っておりましたが、館長は民間のスーパーの経験者を招聘いたしましたので、館長のマネジメントとしては物販のほうに傾いていたかもしれませんが、従来から観光情報を扱っていたところからの職員もおりましたので、うまくバランスをとりながらやっていただいたと考えております。

浅川委員

その程度の認識で非常に残念ですが、少なくとも観光情報はかなり低下したということは、我々観光業者も感じたし、多くの観光業者も苦言を呈したところですよ。それを1つ頭の中に入れておいてください。

もう1つ、先ほどのこの2階の部分ですが、名前を言っていないかわかりませんが、新宿にカーブ・ド・カツヌマという、地下にワインのお店がありましたね。あれの最後の終末がどういう形で閉まったのか、これと直接は関係ないけれども、わかっていますか。

小林観光振興課長

詳しい事情につきまして存じ上げておりません。

浅川委員

では、とりあえずそれも運営上の、官が経営するという厳しいものがありますから、勉強してください。

あわせて、県産の農産物というふうなことを言っていますけれども、具体的に何か出ていますか。

小林観光振興課長

具体的に申し上げますと、山梨県でつくっておりますフジザクラパークとか、

ワインブーフとか、あるいは、無農薬で作りました野菜とかにつきましては現物を田崎さんにお見せして、細かい打ち合わせを始めたところでございます。

浅川委員

長野県に東御市というところがあるんですが、玉村豊男さんのやっているワインセラーというんですか、レストランも含めたワインセラーがあるんですが、そこでこの間、玉村さんともお話をしたけれども、やはり2万本ぐらい、自分のところでつくったワインを売っているそうですけれども、かなり苦戦しています。

そうした中で、先ほど高野委員が言われたように、ほんとうに県産の、県産というのはそのまた分類が難しいようでございますが、ワインをほんとうに売っていると言い切れるのかという部分と、話が右左に行きますが、特に今回、鳥もつもB級グルメでヒットしているわけでありましたが、そういったものを含めて、どこまで観光推進機構が指導するのか、観光振興課ですか、観光企画・ブランド推進課ですか、どこが基本的に田崎さんの直営する店を指導するんですか。

小林観光振興課長

直接的な日ごろの事務のやりとりにつきましては、やまなし観光推進機構でやっていくわけでございますが、店の運営コンセプトとかの方針につきましては、当然、県が政策としてやっておるものでございますので、県も関与していくつもりでございます。

浅川委員

はっきり言っていただいてよくわかったんですが、知事はワインを売れ、ワインをつくれというような、ほんとうにざらっとした言い方しかしないようでございますので、ピシッとしたものを持っていかないと、ほんとうに大変なことになるんだろうと危惧していますので、始まる前にそういう警告も与えておかなければいけないという部分と、もう1つは、上と下がどういうすみ分けをしていくのか。今までと同じように、1階もワインを置いたり、物販の面積を変えないでいくのか、それとも、下については、もう少し情報発信の場所にするのか、その辺の考えを、部長でいいです。教えてください。

後藤観光部長

基本的には、今回のレストランにつきましては、すみ分けというよりは、むしろ相乗効果をねらっております。先ほどお話ししましたとおり、田崎さんと事前の打ち合わせを、もう始めています。いわゆるほんとうに誇れる県産ワインを使い、また県産の食材を使いながら、人を呼ぶと。食を通じて、そこで県産ワインを知っていただいて、県産ワインを下の富士の国やまなし館で販売させる。そういう連携を込めて運営をしていきたいと思っております。

基本的に情報発信機能ということで、委員が非常に御心配されておられるという感じがいたしました。6月にリニューアルオープンしましたが、当然ながら、情報発信機能、これもパンフレットを置いたり、テレビを置いたり、ビデオを置いたりしながらやっているわけですが、引き続き、その情報発信機能もさらに強めていきたいと思っています。

浅川委員

せっかく部長の答弁をいただいたのを返すようで申しわけないんですけども、元来、富士の国やまなし館は情報発信ですよ。途中から、アンテナショップ的に物も売れというふうな部分が入ってきたわけであって、最初始めたのは、印鑑と、ほんとうに富士吉田の織物ぐらいしか売っていなかったんですよ。それが何だか知らない間に、ほとんどワインショップみたいになって。これはこ

こを忘れちゃ困りますので、その辺だけは頭の中へインプットしておいてください。

後藤観光部長 返すようで申しわけないんですが、富士の国やまなし館で今、行っている物販は、物販そのものではなくて、首都圏で売って、買ってもらうことを通して、それが山梨県の県産品等のPRになるという範囲での物販でございます。もし物販だけ考えれば、あの売り場面積で物販そのものでできるわけがないんであって、例えばスーパーであろうが何であろうが売ればいいということになるんですが、あくまで、委員がおっしゃるとおり、最終的には情報発信です。情報発信のためのいわゆる物販機能と考えております。

浅川委員 部長とやり合いをするのは非常に失礼だけれども、あそこは情報発信基地ですよ。それがあの日突然ずるずる、物を売るところになって、挙句の果てには、要するに、3月までは、記者発表もできないような状態じゃなかったですか。そのことをよく頭の中に入れておかなきゃだめですよ。だから、それは県産品を含めて観光情報だって、何をどういうふうにやっていくんですか。具体的に言うてみてくださいよ。何があるんですか。ワインはわかりますよ。これは言い逃れですよ。今日はそこまで私は責めません。B級グルメみたいなものが出たわけだから。

情報発信の部分については、忘れちゃいかんですよ。そこからスタート。それだったら、麻布でやっていけばよかったんですよ。麻布で十分できた。わざわざ麻布からここへ持ってきたわけでしょう。そこは何かということを考えてやってくださいよ。私はずっとこのことは関与していきますから。チェックもしていますし。

少なくとも今は記者発表もできるようになったというふうに聞いていますので、この前、6月の委員会かな、森屋委員が、まだ立ち上がりもしないとき、えらく褒め上げたけれども、実はいろいろ調査している中では、かなりいい情報が入っています。だから、上へ出てくるということも、それは積極的な攻めですけども、そこだけ忘れて、下へ行くと、費用対効果なんてなくなります。本来、下は情報発信基地だということをやはり頭の中へ入れておいて、進めていってください。よろしくお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(フィルムコミッションについて)

浅川委員 ほんとうに皆さん方には大変な御苦勞を願って、山梨県もかなり、特にインバウンドには善戦していると思っております。ところが、今回のような尖閣諸島を含める中で、今、かなりのキャンセルが出ているようなことを含めた中で、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

山梨県がフィルムコミッションだなんて言い出してスタートしたのが、多分、観光部をつくったころだったと思います。そんな中で、最近、北海道で海外の

方たちをお招きして、そこでフィルムコミッションをして、それがリピーターにつながったり、地域が情報発信する拠点になるなんていう話を聞いていますが、山梨県では今、どんな取り組みをしているのか、またアピールをしているのかをちょっとお伺いしたい。

望月観光企画・ブランド推進課長

フィルムコミッションにつきましては、平成16年に設立したわけなんです。最近の傾向を見ますと、平成19年で126件、平成20年で143件、平成21年で142件の、県内でいろいろなテレビ、映画等の撮影が行われたところでもあります。近年、いろいろな景気の影響で、外に出るということを大変嫌がっているというか、制作の経費を安く仕上げたいということで、お笑い番組とかクイズ番組とかそういうものに行っているようで、なかなかお金がかかるロケには来ないというような状況が実際あります。

しかしながら、本県は東京に近いということで、我々、今、フィルムコミッションを1人が事業の合間にやっております、さらに臨時職員が1名いるんですが、その1人当たりの取り扱い件数等を見ますと、80件ぐらいで、全国でもかなり多くのもをやっていると思います。そして、その中で、去年は制作会社にもアピールをいたしまして、営業活動しまして、今年につきましても、実際来た方に、次もぜひおいでくださいというようなアピールをしているところでもあります。

浅川委員

非常に努力していることもわかっておりますし、フィルムコミッションというのでロケに来ていただければ、地域への経済効果も非常に大きいし、地域の話題性も非常に強いと思っております。

今、お聞きしたかったのは、海外からのそういった部分がどの程度あるかということなんですが、もしわかったら教えてください。

望月観光企画・ブランド推進課長

現在、海外からは特にございません。国のジャパン・フィルムコミッションというところに参加いたしまして、海外からの情報もないかということで入っているんですが、まだ海外からの引き合いはありません。

浅川委員

では、私、ちょっと勘違いしたかな。知事がこの前、上海にトップセールスに行ったときに、メディアに対してなんていう発言がちょっとあったんですが、尖閣の問題が出てからかな。それでも、海外から3人ぐらいの女性が来ていなかった？ それはこちらが呼んだんじゃないか？

望月観光企画・ブランド推進課長

これはメディア戦略といいますか、メディアの招致をいろいろやっております、その中で、先日、新聞紙上に出ましたのは、富士箱根伊豆国際観光テーマ地区が主体となりまして、中国の作家の方をお呼びいたしまして、エッセイを書いてもらおうというようなものでありました。また最近では、国の事業でゴールデンルートのところを撮影して、それを海外で発信していこうというようなことで、本県で海外メディア戦略事業をやっておりますが、それと同じように、海外にいろいろなマスメディアを通じて発信していこうというものでございます。

浅川委員

では、これは山梨県の、例のこの間知事が上海へ行ったときの、上海メディ

アグループかどこかわからないけれども、その辺を利用した招聘というんですか、招請というんですか、じゃなかったわけですね。

望月観光企画・ブランド推進課長

本県だけではなくて、他県とも連携したいろいろな取り組みの中で行っているものでございます。

浅川委員

フィルムコミッションの部分からいうと、かなりインパクトもあると思いますし、そういう部分からいうと、特に上海は、メディアの関係の偉い幹部が、山梨県のやまなし大使ということで期待もしているわけでありましたが、中国と今、いろいろ国際的な事情もあるわけでありましたが、この辺の戦略はどんなふうに練っているんですか。

望月観光企画・ブランド推進課長

現在、どんな方法がいいか、研究をしているところでございまして、招聘、お手紙を出すのがいいのかとか、中国大使館に直接働きかけるのがいいのかとか、幾つかの方法があるんですが、その中で、中国のほうも、先ほど委員がおっしゃっておられた、北海道で「非誠勿擾」という映画番組で人が押し寄せているというような状況もありますので、何らかのアクションを起こしていきたいと考えております。

(国際交流と国際観光の連携について)

浅川委員

細かいことばかりで申しわけないんですけども、今、中国は、しばらくはちょっと冷却部分も含めて厳しいのかなという中で、タイだとか韓国ですか、今、そちらの方たちもかなりこちらへ来ているというふうに聞いています。中国、台湾、香港あたりの戦略的なものはかなり前進的なものを持っているんですが、その辺に対しては何らかの戦略を持って進んでいるんですか。

古屋国際交流課長

今、委員がおっしゃられた、中国以外のところでございますけれども、従来より、本県は、先ほどお話がありました、静岡県、神奈川県と連携、協調しながら、またさらに長野県、岐阜県とも連携をとりながら、例えばタイとかシンガポール等で行われる国際観光展へ出展するとか、そこからのランドオペレーターの招聘とか、そのような事業を行ってきてございます。今後もそんな取り組みをしていくということになっています。

浅川委員

私、ここの予算にもちょっとあったのかななんて思ったんですが、この間、出資法人のときに国際交流協会とも話したんですが、この間、四川の25周年がありましたね。それから、ちょっと遠くはブラジルとも友好関係。5つぐらいありますよね。そういうところの兼ね合いは何か考えておりますか。アメリカのアイオワ州とも交流をして、向こうの農務長官か何か偉い人も来てくれたりする中で、何かその辺考えていますか。

古屋国際交流課長

今、委員がおっしゃられたのは、国際交流と国際観光をどう結びつけるかということによろしいでしょうか。本県では、先ほど委員がおっしゃられたように、アイオワ州、四川省、それから、忠清北道等々と交流を行っておるわけがあります。そういう観光客を誘致するに当たっても、やはり景観の美しさとか、

観光資源の豊かさということがポイントとなることはもちろんでありますけれども、旅行者にとっては、人と人との触れ合いということが最も印象に残るのだらうと思います。

そういう面から見ますと、国際交流事業が非常に重要な要素ではないかと思っております。そうしたことから、県におきましても、実は今月末、各市町村で国際交流事業を行っている担当者を集めまして会議を開くわけですけれども、そうした中で、行っている国際交流事業をどういうふうに国際観光に結びつけていくか、そんなこともあわせて検討していきたいと思っております。

浅川委員

とてもいいことだと思います。実は、あんまり北杜のことばかり言うてはいけないんだけど、私どものところの旧4カ町村——高根、長坂、大泉、小淵沢、これはアメリカのケンタッキー州と多分、今年で23回目ぐらいの交流をしております。これはこちらから10人ぐらい、向こうから20人ぐらいを毎年やっているんです。そうした中で、それ以上の発展もないし、非常に私は残念だなと思っている。延べ400人。皆さんも旅に行って、どこかへ行ったときによかったというのは、口伝えです。これをやはり最大限に利用する方法を考えていくということは大変重要だと思うんです。

話は本当にぐちゃぐちゃして申しわけないんですが、高根が韓国の抱川市というところと、浅川巧の交流なんかも含める中でも、かなり大きな交流をしているんです。これをやはり広げない手はないと思う。だから、古屋課長さん、ぜひこの辺は、今回予算も組んであるという部分があるようですから、具体的に何らかの形でとりまとめをして、間違いなく交流しているわけだから、話が早いと思っておりますので、海外に向けた戦略の材料に取り入れていただきたいと思っております。

そんなことも含めて、部長に最後の締めくくりで、私はこの質問を終わります。

後藤観光部長

国際交流と国際観光の連携ということなんですが、実は各市町村単位でもそういうふうな国際交流は実際やっているわけでありまして。国際交流課長が申し上げましたとおり、各市町村の皆さんに集まっていただきまして、その辺のところも含めて、今回、県内でいろいろな情報をとり合いまして、それを今後の国際観光、インバウンド観光に結びつくような努力を県が中心になって検討、あるいは進めていきたいと思っております。

(中国からの観光客の誘致について)

土橋委員

ちょっと浅川委員とかぶるところもあるんですけども、今年の夏、富士山の5合目まで行ったら、いっぱい人がいて、去年行ったときよりもっといたイメージがすごくあるんです。実は今年のごみ袋を配れということで、「これ、ごみ袋だから、使ってね」と渡そうとすると、「何をこいつは言っているのかな」みたいな、ほとんど日本人だと思った人がちんぷんかんぷんで、中国人が多かったという感覚をすごく受けたんですけども、やはり山梨県に中国人がこれだけ来ているんだなというのをすごく感じたんです。

今、日本や山梨に、観光客ですけども、どのぐらいの中国人が来ているのか、わかったら教えてください。

古屋国際交流課長

日本政府観光局が日本全体の観光客の統計をとっておりますが、平成21年、昨年に訪日しました中国人旅行者は、日本全体で約100万6,000人とい

う数字です。今年の1月から8月までにつきましては104万人という統計数字が発表されております。

また、山梨県に何人来ているかということでございますが、都道府県別につきましては、国土交通省が出しております宿泊旅行統計という形になるわけですが、これによりますと、昨年本県に訪れました中国人の宿泊者数は、延べ数で18万3,660人、それから、本年につきましては、1月から6月末までが最新のデータでございますが、14万4,980人という形で発表されています。

土橋委員

昨年を半年でもって追い越そうという勢いで来ていたわけなんですけれども、先日の尖閣諸島沖の問題、あのときに、山梨放送とかUTYじゃなくて、ほとんどの全国ネットのテレビ局がやっていたのが、山梨県の旅館でキャンセルがこれだけ出たと。これは全国でも山梨県に中国人が大勢来ているなというところのあらわれだと思えるんですけれども、実際、山梨県でどのぐらいのキャンセルを受けて、今回の問題でどのぐらいの被害が出ているのかという、その辺のところもおわかりですか。

古屋国際交流課長

この問題につきましては新聞等で報じられておるわけなんですけれども、県では、観光客動態調査というものを毎年行っているわけなんですけれども、そこで、昨年1年間で500名以上の中国人が宿泊したと報告された宿泊施設等に対して、先月の9月27日、28日にかけて、尖閣諸島問題の発生以降のキャンセルの状況等につきまして電話照会をいたしました。そうしましたところ、都合25施設であったわけなんですけれども、そのうちの16施設で約9,500名のキャンセルがあったという報告を受けているところでございます。

この9,500名というのは、先ほど言いました、今年1月から6月までで約14万5,000人ということで、6で割りますと、月平均2万4,000人ということですので、その40%に当たるということで、かなり大きな影響があったのではと思います。

土橋委員

県では、中国から観光客を誘致するために、北京と上海に拠点を設けているということをお伺いしておりますけれども、私、実は昨年、上海へ行ったときに、上海事務所へ行ってきました。実は今年もついこの間行って来たんですが、あそこの経費とかというのはどのようになっているわけですか。

古屋国際交流課長

今、土橋委員がおっしゃられましたように、県では、中国からの観光客の誘致を図るということで、北京と上海に拠点を置いてございます。北京拠点につきましては、平成20年4月から、現地の旅行コンサルタントであります王家・さんに委託してございます。それから、もう1つ、上海拠点でございますが、平成21年4月から、上海メディアグループの駐日代表であります徐迪旻氏が代表を務めます精華株式会社というところに委託してございます。委託料につきましては、それぞれ年間200万円ずつとなっております。

土橋委員

ここも言いたかったんですけれども、実は私、この議会の寸前、17日から20日まで、上海で日本消費品展というのがありまして、これはほんとうに歴史のある、1956年からスタートしているというところで、ものすごい数の出展者がいて、すごいお城のような、国会議事堂のような出展会場でやってい

ました。実は私、関係している企業が1社出ているものですから、どうしても来いということでそこへ行ったら、入り口からずっといっぱいあって、今ではアシックスだとか、キッコーマンしょうゆだとかって、いろいろなブースがあったり、陶器屋さんがあったり、日本の商品だけなんですけれども、ヤクルトがあったりとかというところに、2階へ行きましたらまず目立ったのが、沖縄から琉球ガラスが来ていて、すごくきれいなブースで、つくっているところを大きなテレビで見せていたりという会場がずっとあって、山梨もこういうところで宣伝したらどうかなと思っていました。

私の訪ねていった山梨の企業のすぐ3軒くらい隣に、富士山の絵がドーンと出ていまして、富士山の絵だとか、昇仙峡、そういうものの写真がバースと並んでいて、実はこれ、ここでもらってきたんですけれども、英語とハングル語と中国語で出ているパンフレット等を配っていました。「これだけの企画を立てて、どれぐらい金がかかるの？」と言ったら、これは県からもらっている中で少しでもPRしようというような中でやっていますということでした。実は表でもって、女の子3人が、赤と白のワインを、山梨のワインだと言いながら、高野委員の先ほどの話だと、ほんとうに山梨のワインかどうかは不安になってきたんですけれども、山梨のワインですよということで、ほんとうにこのぐらいずつ入れたのを、みんなに配って、みんな、ただで飲めるから、寄ってきてくれるわけですね。

その会場にドカンとあったのが、今日までに間に合わなかったな、私、カメラでいっぱい写真を撮ってきたんですけれども、富士山がダーンとあって、「週末は山梨にいます」から始まって、昇仙峡の絵だとか、ブドウがいっぱい、桃がいっぱいのこういう写真を飾ったり、パンフレットを置いたりしながら、ワインを配っていました。やはりこういうのって、外国へ行ったとき、ましてや他県がいっぱい出ていますから、山梨もすごく頑張っているぞというところが、すごく宣伝できてうれしかったと思うんですね。

だから、こういうところをもうちょっとやってもらうには、今、年間通して、姉妹提携で、今年の夏に行ったときにも、桃の持ち込みができないやつを、向こうで一生懸命500キロ持ち込む手続きをしてくれたり、いろいろなことを向こうでやってくれているところだと思うけれども、飽きられないように、こういうところを大事にしておいてもらいたい。もっと、もっとこれを進めていくのであれば、だめだ、やったけれども、えらいばかりだということのないように……。

確かに、そこでも、ヘリコプターで行って富士山の上から写真を撮ったり、今後、プロモーションビデオで、向こうの一番大事な時期、ゴールデンウィークみたいなのがある前の時期に宣伝もするんだとかとあって、すごく張り切っていたものですから、こういうところを大事にしてもらいたいなど。そう思って、今日、これ、やったんですけれども、今後の計画とか、そのところはどうかということをお願いしたいと思っています。

#### 古屋国際交流課長

上海拠点につきましては、今年、知事が行きましたトップセールスにおきましてつくりました「山梨サポーターズ倶楽部 in 上海」、この事務局としてお願いしたところでもあります。そうしたことから、今後は今まで以上に、観光とか物産の情報のやりとりなど、会員と山梨との橋渡しをお願いしようとしているところがございます。

また、そうしたことを通じまして、観光・物産に係る現地企業へのセールス活動やメディアに対するPRを行いながら、中国における最前線の拠点としま

して、効果的な活用をしたいと考えています。

土橋委員

最後にもう1つだけ。ちょっと不安を聞いていただきたいんですけども、中国というところはどこまで信用していいのかなというのが、私は不安になっているわけですけども、例えば私がたまたま行って、21日に帰ってきたんです。そのころは、尖閣諸島の問題で日本ではすごく騒がれていたらしかった。それで、「帰ってこられてよかったね」なんて言われたんですけども、向こうに行っていたら、全然そんな心配すらない。観光商品展も、ものすごく広いところですけどにぎわっていた。

ただ、どのぐらいまでおつき合いをしていったら大丈夫なのか。例えば見通しとして、今後、例えば閣僚クラス以上はもうだめだとかなんて騒いだりしているというときに、今、中国とおつき合いしよう、中国にもう少し入っていこうという企業があったりしたとしたら、観光と離れるかもしれないけれども、見通しとして大丈夫だよと言うのか、ちょっと気をつけたほうがいいよと言うのか、その辺のところの指導、助言があったら、お聞きしたいと思います。

古屋国際交流課長

日中関係が今後どうなっていくかというのは非常に難しい問題でありまして、私どもは何とも言えない状況であります。

後藤観光部長

同じようなことになると思うんですけども、とにかく国同士でやっていることですので、そこについての見通しは我々には全くわかりません。ただ、おそらく経済活動、特に山梨県は、これからはアジアを含めて、外国へどんどん出ていく、あるいは関係してというのも当然のことです。特に観光部は、御承知のとおり、国内観光も大事ですが、これからはインバウンド観光、いわゆる国際観光が非常に重要な部分です。したがって、たまたま今回そういうふうなことの中で日中関係にちょっと支障があるというのは非常に残念なんですけれども、やはり長期的に見た場合については、当然、中国も含めて、外国の観光客の誘致を促進していくということは、非常に大事なことで考えています。

したがって、今の中国との関係の見通しというのは、ほんとうに我々地方レベルではわかりませんが、少なくとも、中国を含めた外国人を受け入れるような体制整備とか環境整備、それから、当然のことながら、着々とそういうふうなプロモーションを機会を通じて引き続きやっていくという姿勢でいくのかなと思います。

土橋委員

今ので終わるつもりだったんですけども、それを当てにして、例えばホテルが活動してみたり、向こうから来てもらうだけだとまだわかるんですけども、我々が向こうへ観光で行っていたら、国交が急にこんなことになってしまったりやばくなってしまったよとか、この間のフジタの4人じゃないけれども、あれは写真を撮ったからという理由かもしれないですけども、急に帰ってこられなくなってしまったりというのは、逆にすごく不安もあると思うんですよ。

先ほど、商工労働部のときに言ったんですけども、向こうへ行ったら、今度、中国に目を向けてということで、向こうで、あれだけ大勢いる中で、たまたま山梨県の2つの会社の人たちが、山梨県のそれがあったから、そのところへ、「ああ、あった、あった」と来たんですけども、それで、そこで名刺交換をしてくれた2社も、今度、中国に目をつけて、来年出展してみようかな

というような話まで聞いていたんだけど、そこを信じてしまって、頑張れ、頑張れがいいのか、信じてしまったら、裏をかかれるぞと教えたほうがいいのかということにもなってくる。ほんとうに不安を持ちながらの、ただ、機を逸してはいけないなというのが今の時だと思っているんですね。

だけど、今の部長の話だと、国のことだから何とも言えないというのが、実際そうだと思います。政府の姿勢によってだめになってしまったり、よくなってしまうということも当然あるかと思うんですけども、今、どこを信じてそのまま突っ込んでいっていいのかなということを見るとすごく不安で、行ったきり帰ってこられなくなったら、もっと不安になってしまうところなんですけれども、返事、困りますよね。じゃあ、それでいいです。気持ちだけ伝えてということ。

(富士の国やまなし館について)

進藤委員

通告はしていないんですが、1つお願いします。今、富士の国やまなし館の問題も、レストランをして、それを観光のPRにしていこうというお話もありました。それから、先ほど、B級グルメで鳥もつが1位になったということで、随分いろいろなイベントでそれがにぎわっているというようなのをテレビでしているわけです。おいしい食べ物を一度味わった方たちは、「いいよ、おいしいよ」ということで、そこにあるものをまた、ワインもおいしいよ、ブドウもおいしいねといって、買っていたり、食べていったようです。

いつとき名をとるとずっと来てくれるなというのだったら、うちの小淵沢町の中でも1軒うなぎ屋さんがありまして、もう20年ぐらいたつと思うんですが、それがいまだに席待ちをする。土日のようなときは、外のいすへずっと腰掛けて待たなければならない、食べられなくて、時間が来てしまって、帰ってしまった、3回目にやっと食べられたよという方もいらして、すごい人気だなど。それが全然落ちないということに驚いているわけです。

先ほどの、観光していて楽しいということは、人と人との触れ合い、交流の楽しさがいつまでも心に残って、何が旅に行って楽しかったかといえば、そちらの人に親切にいただいたこととか、あるいは、JRの車中で若者に親切にいただいたこととか、劇場へ案内してもらってすばらしい劇を見てきたとか、そういう人の親切、それで交流ができたというのが、今でも文通をしたりしているようなこと、そういうことが非常に観光の面で大事なことだということ、今、課長さん方もおっしゃっていました。食べることと人との交流はほんとうに大事なことだと。それがまた情報発信になって、PRになっていくと思うんですね。

そんな意味で、富士の国やまなし館は、今度、すばらしい方がやってくさるということなんです、何か1品、ほんとうに1回食べたら忘れられない、また行きたいという、席待ち、列ができるほどのものが何か1つ特徴があれば、そこへ行くだろうし、行ったときに出されたワインとかお料理がおいしくて、これは山梨産のお野菜ですよとか、ワインはもちろん、日本酒もおいしい日本酒が山梨県にはありますので、そういうようなもののPRになるんじゃないかと思います。そこへ行くと、また、「どこでこれを売っているの？」とかいうことで、パンフレットももらって帰るよということになるだろうし、非常に大きな……。

今、どんなメディアを見ていても、必ず食が出てきますよね。みんな、お年寄りでも若い子でもずっとこうやって、そのレシピ、作り方を見ていたりします。「どこで売っているかな」なんて言っている人もいますから、食と人との触れ合いということを非常に重要に考えていくと、観光面でも長持ちすると

うか、おそらくいくんじゃないかなと思います。

ですから、富士の国やまなし館でも、そういうものを通してのイベントを仕組んでいるというようなことで、何か考えていらっしゃるでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

小林観光振興課長

まだ具体的な細かい経営の中身につきまして話をしているところでございまして、オープニングセレモニーの打ち合わせはしておりますが、それ以降のイベント的なことにつきましては、まだお話は出ておりません。ただ、田崎さんにおきましては、彼のコンセプトが、地元の気候、風土ではぐくまれたお酒——ワインや日本酒が、地元で育った野菜や肉と、あるいは料理法と非常に合うんだということを持論とされておりまして、そういう意味で、山梨のお酒、郷土料理、こういったものにも非常に詳しい方でございますので、委員がおっしゃられましたように、今後、そういったところでさまざまな料理が提供されて、それが本県への誘客につながっていくといったことを期待しております。

進藤委員

ありがとうございました。

(富士登山に係る救護体制について)

森屋委員

先ほどから、今日はこだわりという話がたくさん出てきて、大切だなと思います。一度、ブランドというのは、そのこだわりがなくて進んでしまうと、壊れるのも早いんじゃないかなと今日のお話を聞きながら感じてきました。

そこで、この間、渡辺委員長が本会議で質問したときもちょっと御披露されていましたが、実は東欧3カ国と一緒に回ってきました。お金がないものですから、行く前に観光部さんから富士山のポスターをいただいて、それをお土産ということで、行く場所場所にお渡ししました。おそろおそろ、「これ、見て、わかりますか」とお尋ねしましたら、渡辺委員長がこの間も本会議でお話しされていましたが、すべての皆さん方が、「富士山、よく知っていますよ」と。ポーランドもウクライナの皆さん方も、「富士山は有名ですよ」と言っていたら、ほんとうにありがたいなというふうに改めて外から見えて思いました。

そんなことで、8月の最後に帰ってまいりましたら、ちょうどそのときに、今年の富士山の登山客の皆さん方が25万9,000人以上ですか、おいでをいただいたということで、これもある意味で、インバウンドで、これから中国がどうなっていくかわからないというお話もありますけれども、おそらく個人ビザが開放ということですから、予想以上に富士山にお客さんが来ていただける。来年以降、こだわりというか、富士山の、何ていうんですかね、今までのシステムみたいなものがむしろ崩れなければいいなと。早いうちにやはりこだわって、そこは例えば入山規制をすとか、そういう道筋もひとつ早目に立てておかないと、ブランドが落ちてしまってからそれを取り戻すということは大変なことじゃないかなと思います。

そこで、1つ、今年は富士山に、25万9,000人、26万弱の人たちがおいでいただいたということで、テレビや新聞を見たりしていると、夜間あるいは早朝にやはり心臓麻痺とか呼吸停止になった方とかが数多くいたようですけれども、現状の救護体制について教えていただけますか。

石原観光資源課長

森屋委員の御質問にお答えします。富士山では、頂上を目指す方、今年の7、

8月で26万人になろうとする方たちにお登りいただいたわけですがけれども、富士山では、県が昭和33年から7合目に救護所を設置しております。そして、8合目には、地元の山小屋や富士吉田市の協力を得まして、8合目救護所をやはり設置しております。

そのほかに、救護所というわけではございませんが、登山道入り口の6合目まで参りますと、6合目富士山安全指導センターというところで、安全な登山の呼びかけを24時間体制で行っております。以上、こんな体制でやらせていただいています。

森屋委員

先ほどお話ししましたように、登山は当然、メインの登山時間というのが夜だからですからね。あるいは、以前は、大阪あたりから、弾丸のツアーで来て、そのまま寝ないで登山を始めて行って、そして、夜間に体調を崩されるというふうなケースがあるように、基本的には夜登られる方が多いから、夜、それだけのそういう方が出ると思いますが、この夏の、例えば死亡された方とか、危篤というか、重篤なケースはどのぐらいありましたか。

石原観光資源課長

救護所の救護活動の状況でございますけれども、7合目の救護所では、2カ月間で152名の患者を診ることになりました。そして、8合目の救護所におきましては、2カ月間で460名の患者を診ております。7合目は標高が2,790メートルだということもございまして、こちらでは高山病が60人、約40%、8合目におきましては、高山病の患者が294名ということで、60%を超える皆さんが高山病の症状で受診しております。

なお、重篤な患者ということでございましたけれども、本年は7、8の2カ月間におきまして、山梨県側で3名の死亡者が出ております。そのうち、お二人は70歳代の男性、疾患としては心筋梗塞あるいは心臓の内臓疾患ということでございました。いずれも早朝、午前2時あるいは明け方というような時間でございます。もう1人、47歳という若い方もいらっしゃったわけですが、こちらにつきましては、吉田口9合目におきまして、ぐあいが悪くて、うつ伏せというか、倒れられているところを発見されたということで、疾患の内容としては病死ということ伺っています。

また、昨年度、あるいはその前というふうに、毎年2人から3人という登山者の方が命をなくされている状況でございます。

森屋委員

富士山というのはヘリコプターが寄れないイメージがありますがけれども、いろいろ調べてみましたら、実際、行けるんですね。当然、夜間飛行は、ヘリコプターは、計器飛行ではありませんから、有視界飛行ですから、昼間しか行けませんけれども、昼間、特に警察ヘリの「はやて」は、高性能でパワーが大きいですから、高所でも、7合目、8合目ぐらいまで行ってホバリングできると。それは当然、その日の天候、あるいは風、そういうものがあるそうですけれども、特に「はやて」の場合には、それだけの性能が十分あるというふうなことで、ホイストで上げることができるそうですから、これから、将来に向けて救護体制みたいなものをつくっていくときには、ぜひ頭に入れていただきたいと思えます。

ヘリコプターは何か富士山に寄れないような気がしますがけれども、これから将来導入されるだろうドクターヘリも、ヘリポートさえあれば5合目ぐらい飛ばすし、1合目、2合目あたりの、今度、大型駐車場をつくりますよね。その端っこに、30メートル角をつくっていただければ、それでドクヘリは

とまれますので、当然、そういうこともこれからの救護体制には大いに役立つんじゃないかなと、頭の隅っこに置いていただきたいと思います。

現状、重篤な患者さんが発生した場合の、夜間とか早朝、例えばおそらく救急車が5合目まで行っていて、そこまで何らかの形で——人手なのか車両なのかわかりませんが、今のところはどのような形で5合目までおろしておいでになるんですか。

石原観光資源課長

先ほど救護所が2カ所あるということを申し上げましたけれども、富士山の場合は、頂上まで登りますと、8合目から6合目まで、登山道と下山道が別な道になっております。下山道につきましては、クローラーというゴムのキャタピラのついた搬送車が上り下りすることができますので、下山道では、患者につきましても、そのクローラーによる迅速な搬送ができますけれども、登山道でお倒れになるというような場合には、登山道からクローラーが通れる下山道まで人力によって搬送をしなければならないということもございます。8合目の救護所につきましては、下山道までクローラーが通れる道が現在確保されておりますが、7合目など下のほうにつきましては、クローラーが通れる道につながっていないという部分もございますので、その場合は人力でクローラーが通れるところまで搬送した上で、そこからクローラーによって5合目へ搬送するという形を現在とっております。

森屋委員

僕、毎年、幼稚園の子供を連れて、5合目から6合目まで登山をするんですよ。そのときに時々見かけるタイヤローラーみたいな、キャタピラみたいなのでバックで登っていくのが、あれがクローラーですか。

石原観光資源課長

そうです。

森屋委員

そうですか。わかりました。大体、予想がつきます。よくバックで荷物を積んで、バーツと上っていくのがありますね。

そうすると、今後、そういうことで、8合目では登山道からクローラーが入ってこられるということですが、現在、7合目は無理ということですね。今後の取り組みは何かございますか。

石原観光資源課長

まさにここ3年、24万人、25万人、26万人近くというふうに富士山に登られる方がどんどん増えておりますので、重篤な患者の搬送は非常に重要になってまいります。できることならば、7合目の救護所につきましても、ブルドーザーが通れる、つまり、クローラーが通れる道を確保して、緊急な場合の患者の搬送につなげていきたいと考えております。

森屋委員

ぜひ、先ほど一番冒頭に言いましたように、山梨ブランド、山梨観光にとってはほんとうに大切な、既に世界的に名前の売れた資源ですから、それをやはり継続的に、永続的に生かしていくという意味でも、今のうちからそうした体制、あるいはほかの、富士山をめぐる、先ほど言いました、入山の規制とか、駐車場のあり方、搬送のあり方等々いろいろな課題があると思いますので、救急なんていうとやはりほかの医療関係者との関係もあると思いますから、ぜひ観光部が中心となって、総体的に富士山をめぐる諸所の問題について、いち早

い体制づくりをまずしていただきたいというふうにお話をして終わります。ありがとうございました。

石原観光資源課長

申しわけありません。言い逃してしまっただんですが、明年23年度には、できることであれば搬送体制を確保したいという考えでおりますので、これにつきましては、明年のシーズンに利用できるように、今年度中におきまして、現地での測量などを、現在の観光施設の維持管理費、あるいは富士山の安全対策費の中で行いまして、明年度の当初の予算案におきましては、ぜひクローラーの通る搬送路の整備につきまして予算を計上してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

(観光圏について)

浅川委員

富士山・富士五湖観光圏、それから、八ヶ岳観光圏ということで、観光圏事業は今年で終わりですか。

小林観光振興課長

今、富士山・富士五湖が最初に認定されまして、3年目ですね。ですから、あと2年はございます。それで、八ヶ岳につきましてはまだ認定されたばかりですので、今から5年間ということになります。

浅川委員

ちょっとお聞きしたいのは、新規に、今から観光圏というのは、もう今年で終わったんですね。

小林観光振興課長

今年度の認定の際に、昨年度来、国が言っていたのは、これで最後だという話であります。

浅川委員

1つ、要望になるかちょっとわかりませんが、実は先般、石和の観光地の市長さんとお話する中で、「おい、おれのところだけ、どうして真ん中だけ外してやっているんだ。できればぜひ入れてくださいということを議会で言ってくれ」という話もありました。どういう形がとれるかどうか私にはよくわかりませんが、もし新しく観光圏ができるのであれば、1県で3つという県はほとんどないでしょうけれども、くっつけて、やはりオール山梨の観光として持っていけるのかなと思ったわけですが、もしその辺がつなげるものでありましたら、つなげられるのかどうか、ちょっとこの辺を聞いて、終わります。

小林観光振興課長

観光圏の認定をいただくためにはかなり厳しい審査がありまして、その辺の考え方、コンセプト等が非常に問われると思っておりますが、山梨県におきましては、この小さいエリアの中で2つの観光圏の認定をいただいております。本県の日帰り観光客が多いという現在の課題を解決するというところで、観光圏が2泊3日以上以上の宿泊滞在型の観光客の誘致を目指すというコンセプトでございますので、まさにこの2つの観光圏を中核といたしまして、相互に観光圏も連携、それから、石和とかあるいは昇仙峡、湯村温泉等々の主要観光地の連携を図って、県下全体で周遊観光を目指して、山梨県の中で2泊3日の宿泊滞在を目指すというような形で、現在、私どもは進めてまいりたいと考えています。

浅川委員

市長に伝えておきます。

主な質疑等 企業局関係

※所管事項

質疑

(小水力発電について)

浅川委員 私どもの会派では塩川の水力発電を視察させていただきまして、また委員会でも、若彦の湧水の水力発電を見せていただいております。この運転状況というか、故障も含める中で、現在までの状況を教えていただきたい。

石原電気課長 この4月1日から運転を開始しました若彦トンネル湧水発電所並びに塩川第2発電所につきましては、現在、順調に運転しているところでございます。両発電所の4月から8月までの発電実績でございますが、塩川第2発電所につきましては21万6,000キロワットアワー余の発電をしております。目標に対しましては102.9%ということです。また、若彦トンネル湧水発電所の発電実績でございますが、23万2,000キロワットアワー余ということで、目標に対しまして112.7%ということで、いずれも順調に目標を上回っているところでございます。

浅川委員 当初から言われていたように、今はもう小水力だということで、現在、企業局で取り組んでいる小水力の事業について、具体的に上がっているところがあったら教えていただきたい。

石原電気課長 企業局におきましては、モデル施設といたしまして、4カ所の小水力発電の整備をすることとしております。先ほどお話がありましたとおり、昨年度は塩川第2発電所と若彦トンネル湧水発電所を建設させていただきました。今年度につきましては、深城ダムの放流水を利用いたしました深城発電所の建設に着手いたしますとともに、大城川砂防ダムの可能性調査を現在、実施しているところでございます。また、小水力発電開発支援室におきまして、市町村やNPOさんなどに対しまして技術的な支援を行っているところでございます。

浅川委員 たまたまうちの会派の中に河口湖の人間がいます、道志川で進めていた小水力の発電の話をちょっと聞いてくれなんて言われたものですが、この辺はどういう状況ですか。

石原電気課長 道志川につきましては、道志村役場からお話を聞いております。どんな形の小水力が可能かということで、現地を見させていただきました。道志村では、いろいろ新エネルギーの取り組みも非常に進んでおられます。そんなことで、一応、私どもとしても、こんなところが小水力に向いているのではないかなというようにお話をさせていただいたところでございます。

浅川委員 先ほど課長が言われた小水力発電開発支援室ですか、ここで多分支援をしたんだろうと思うんですが、北杜市の黒森のほうでNPO法人のえがおつなげがちょっとやりましたね。これは現在どうなっておりますか。

石原電気課長 私どもでも、流量観測の仕方とか、そういう技術的ないわゆる基礎的なデータについては御提供させていただいたりしています。ただ、いろいろ課題があ

って、現実には施設を設置するところまでには至っていないようでございます。

浅川委員 小水力は今、かなりはやりのように、太陽光もさることながらですけども、この将来的な普及に向かって、企業局がどんなふうな形で支援、指導していくのか、もし考えがあったら教えていただきたい。

石原電気課長 昨年5月に山梨県小水力発電推進マップを公表させていただきました。ここには、全部で98地点の小水力発電が掲載されてございます。そのうち、どの程度ができるかは、これからまだ私どもが一生懸命、技術支援等を行いながら進めていかなければいけないと考えておりますけれども、この先2020年までに20地点ぐらいの小水力発電を、市町村、NPO、あるいは民間の手によって開発できれば、その御支援をぜひさせていただきたいと考えております。

浅川委員 いろいろ課題も多いと思いますが、締めで、管理者、この辺についての取り組みがあったら教えていただきたいと思います。

小林公営企業管理者

浅川委員さんから幾つか御質問をいただいているわけですけども、先ほどもお話がありましたように、委員の皆様方には、塩川第2、また、若彦湧水トンネル等を御視察いただいたということで、さまざまな関心をいただいているという理解をしております。いずれにしましても、小水力はCO<sub>2</sub>削減に非常に効果的。山梨県では清流もあるし、水量もあるということで、きちっとした対応をしていく必要があるだろうと考えております。

御承知のとおり、昨年策定いたしました、やまなしグリーンニューディール計画における太陽光、小水力、バイオマス、燃料電池といった中の1項目を占めておりますので、企業局が果たす役割はきっちりやっていく必要があるだろうと考えております。

そんな中におきまして、やはり幾つか課題がございまして、市町村等からもこれまでに185件ぐらい相談を受けております。そんな中で、1つは河川法に係る許認可の話とか、電力会社との協議、それから、建設資金の助成制度が今後どうなるかとか幾つか課題がありますので、そういった面についても、我々も注意しながら、県としてやるのはモデル事業としてやっていく。それから、市町村等、NPOも含めて、いろいろなところに技術支援、それから、今後ともさまざまな研究をしながら普及に向けてやっていくというのが我々の役目だと思っております。そんなことで、今後ともしっかり役割を果たしていければと考えております。

高野委員 うちの会派は特に省電力に興味をみんな持っているというようなことから、この前、視察を試みたり、いろいろなことをしているんですけども、先ほど、2020年度までに20と言った？ 倍増という意味かな。

石原電気課長 現在、県内には23の小水力発電所がございまして。私どもが小水力開発支援室を発足させてから、2020年までにはぜひ20地点程度の小水力の発電所を何とか県内に新しく設置をしていくよう、技術支援等をぜひ進めていきたいと考えております。

高野委員 あと10年で20つくりたいという意味でいいんだね。

石原電気課長 はい、そうでございます。

高野委員 この前も、知事との意見交換というか、会派との意見交換で話をしたんですけども、山梨県は78%が森林で、森林がCO<sub>2</sub>を吸収するという意味では、日本でも有数の県ではないかなと思ってますし、それに加えて、小さな川も含めて、これだけいろいろな川があるわけですから、その川を最大限利用して、やはり小水力につなげていったらどうだと。知事の来期の4年間の1つの政策としてでも、マニフェストの中にそのぐらいのことは載せてもいいんじゃないかというのを提言したんです。

だけど、先ほども、化石燃料じゃないものというのと、風力といっても、風力は山梨県の場合はだめ。バイオといっても、私が民間のバイオを研究している人たちに聞くと、バイオも今のところ、どうもあまりうまくいっていないと、これがどうも実情のようだというふうなことです。さらに太陽光と小水力なんだけれども、太陽光もパネルをつくるのにかなり大変なCO<sub>2</sub>を出さなければならぬと。つくって、17年間それがもつのであればだけれども、それ以上に、何か本当かうそか知らないけれども、17年間分ぐらいのCO<sub>2</sub>が出ていくなってしまうような話も聞いていますから、やはり環境的に最もすぐれているものは、昔からの水力発電ではないかなと思うんです。

ただ、山梨県の場合、東電ととりあえずうまくやっていますけれども、10個も20個も小水力が出たときに、果たして東電との調整がちゃんとつくのかなと。買ってもらう値段は非常にいい値段で買ってもらっているから、例えば個人の太陽光にしても、また小水力にしても、買ってもらう値段があまりにもよすぎて、これを山梨県が大々的につないでいって、東電から嫌われたり、切られたりすると、これまた大変だなというような気がするんですけども、その辺の、先ほど言った、あと10ぐらいというのは、どんなことになるのかね。

石原電気課長 そのこのところは東電さんにまだ、こういう形でということ direct 打診はしてごさいませんが、逐次、発電所を1つずつつくっていきますので、そのときには、当然、東電の電線につなぐために協議をさせていただくことになります。ですので、東電さんとしてもこれ以上ということになれば、連系協議のところでもまたお話が出てくるのかなと思っております。現在のところは、深城についてもさせていただいていますが、何とか計画を進める方向でいけるのかなと考えております。

高野委員 それはある程度大きな規模の話なんだけれども、小水力の場合だって、もちろん使っていないときは売電するわけでしょう？ だから、それをつくる都度の話し合いでやるということがたび重なって、例えば10年で10個の小水力をつくりたかったんだけれども、希望者が多くて、例えば3年で10個できてしまったと。たび重なって東電へその相談に行くと、東電のほうで、「いや、それ以上は買えませんよ」とか、そういう話が出てくる可能性もなきにしもあらずだね。

そうすると、その前の契約がどうなっているのかわからないけれども、今やっている小水力の売電の量は、例えば1日回っていて、売る時間帯もかなりあるわけでしょう。そういう時間帯で売っていくのが、今までのものも、新しいものが来たら、「いや、もうこれは目いっぱいです。これ以上もし売電をする気であったら、今までの契約の売電価格を半分にしてください」とか、そういうことというのも、たくさんできるときには危惧しなければならないよね。その辺どうですか。

西山企業局長 委員がおっしゃるとおりの心配はございますけれども、今、2020年までに20地点と言っている発電所は、小さなものが多くて、平均で200キロワットにはいかないのではないかと考えております。20カ所といても、合わせますと大体4,000キロワットということで、電力量にしますと、およそ1,500万キロワットアワー程度でないかと考えております。1,500万キロワット程度ということになりますと、キロワット当たり例えば10円で取引した場合でも、総額でいえば1億5,000万円程度ということで、東京電力さんにしてみれば、手続上はいろいろ大変だとは思いますが、そういった面ではまだ県内の自給率が30%程度ということもございますので、おそらくその程度の数字であれば、許容範囲だろうとは考えております。

高野委員 もっと簡単な話にすればいいのに、だんだん深く潜ると、こちらは聞きたくなるから、ちょっと答えるのに気をつけたほうがいいよ。では、小水力の意義はどこまでの意義なの？

西山企業局長 小水力発電にはいろいろ定義がございますけれども、私たちのやっているところは、一応、1,000キロワット以下を小水力発電という形で考えております。

高野委員 1,000キロワット以下というのは、今、山梨県の企業局がやっている、例えば水力発電の中で、総数が幾つで、1,000キロワット以上が幾つで、1,000キロワット以下が幾つ？

石原電気課長 現在、私ども、県内に20の発電所を有してございます。このうち、1,000キロワット以下の小水力は6地点ございます。若彦とか、塩川第2、それからあと、笛吹川に、昔、日本電化さんという会社がお持ちだった発電所に小さいものがございます。それらを合わせて、20のうち6つが小水力と言われているものでございます。

高野委員 私が聞きたいのはむしろ小水力の話なので、要するに、1,000キロワット以下のものの話で、我々が細かく聞く小水力は、例えば各市町村がこういうものへ使いたいとか、甲州市で鳥居焼の火をつける電気のかわりに小水力でやりたいとか、こういう話が主なんだよね。だから、そういうものは別に、そんな小さなものであれば、買い付けてくれる価格にしても何にしても、そんなに大したことはないんじゃないかなというふうな感じはしているんだけど、それでもそういうものがどんどん増えていくと、その辺まで危惧しなければならないのかなと思います。

北朝鮮からミサイルを1発撃ち込まれて、柏崎の原発が爆発したときにどのぐらい影響があるか、知っていますか。

石原電気課長 正確なところはちょっとわかりませんが、現在、特に需要がたくさん立っている夏の非常に厳しいときは、県内需要の1割が県内の水力発電所で供給されます。また、他県からの供給量が2割ぐらいということで、あと7割は柏崎の原子力発電所の電気だったと。ただ、今、とまっている部分もございますので、正確な数字ではありませんが、原子力発電所が健全だったときには、県内電力の大体7割は柏崎の電力を使っていたと。それは一番ピークの立つときということでございますけれども、そういう利用をされていると聞いております。

高野委員 柏崎から7割で、水力が1割とすれば、化石燃料は2割ということ？

石原電気課長 長野からも送電線が来ており、長野の水力の電力の供給を受けていますので、それが2割になってございます。

高野委員 柏崎から来ているというのは、原子力の部分の電気じゃないの？

石原電気課長 原子力の電気でございます。

高野委員 では、そんなにCO<sub>2</sub>を心配することないじゃない。原子力はCO<sub>2</sub>もあんまり出ないというし、水力と原子力でやっているのであれば。だって、日本の電力というのは、化石燃料でやっているのが、早い話が40%ぐらいあるんじゃないの？ その辺どうなの？

石原電気課長 たまたま送電の系統が山梨県の場合はそうなっているということですので、東京電力さん管内とか、日本全体を考えれば、委員がおっしゃられるとおりと考えています。

高野委員 では、山梨の場合はCO<sub>2</sub>をあんまり出す電気は使っていないくて、クリーン電力でやっているというふうにとらえていいのかな。

西山企業局長 委員おっしゃるとおり、山梨県はほんとうにCO<sub>2</sub>を発生しない電気で賄っているんで、そこは非常にアピールすることは可能ではないかと考えております。たしかに送電線はぐるぐる回ってはいるんですけども、70%が原子力で、残りが水力なんですね。そういう意味からいうと、すべてがCO<sub>2</sub>の少ない電源で一応賄っているということでございます。

高野委員 では、クリーンエネルギーを使っているということで、それは宣伝しないと。柏崎に1発打ち込まれると、東京まで行かないにしても、大体、山梨あたりまで影響が出てくると。福井県の原発へ北朝鮮が1発原爆を撃つと、京都、大阪、神戸まで影響があると言われていたんだよね。

子孫たちに残すときには、やはり少しでも原子力というのは抑えていくことがいいんじゃないかなと私は個人的にそういう気がしているんですけども、それには小水力でも何でもどんどん電気を起こして。原料は、小水力の場合は、プルトニウムは要らないでしょう。あくまでも出てくる水でできるんだから、それが一番いいだろうなと思って話をしているんですけども。

そこに例えば1部落150戸の部落があると。その部落だけでも、電気もそこで起こしながら使っていくというのが、何となく牧歌的でいいんじゃないかなという意味で話を聞いているんですけども、そういう意味のほんとうに小の水力発電、例えば1つの町じゃなくて、1つの村じゃなくて、その村の中でもまだ地域的にこれだけの電気をという小水力発電の推進については、どういうふうに考えているのか。

石原電気課長 現在、私どもが考えております小水力発電ですが、例えば地域に道の駅とか、あるいはそういうさまざまな施設がございますので、その電源として何とか活用できないかということで、できるだけ地域の需要のあるところ、地域の需要に合った形で小水力が開発できればと考えています。

あと、委員からお話がありました地域への供給につきましては、一般家庭への電力供給は、まだ電気事業法の規制がございますので、現在のところではそこまで供給するのはちょっと困難かなと思っています。あくまでも自家用の電気をできるだけ小水力とかで置きかえていくというような形を今、想定してございます。

高野委員           では、この前見せてもらった、塩川の小水力があるよね。あの電気は主にどこで使っているわけ？

石原電気課長       そういう意味であれば、塩川の第2発電所の電気は、あの地域の集落で消費されていると思っています。ただ、基準上の、いわゆる電気事業法の事業規制といたしますと、私どもがその集落へ直接電気を供給することができませんので、1回、東京電力さんに電気をお売りして、その電気が塩川の第2発電所の周辺の集落で消費されていると考えております。

高野委員           だから、小水力でつくった電気はとりあえず東電に全部買ってもらうと。その交換として、要するに、ここの電力量ぐらいいは出てくると、意味的にはそういう意味でしょう。

石原電気課長       おっしゃるとおりでございます。今、制度的なものがありますので、東京電力さんにお売りをして、それが地域でお使いいただけるという形になります。

高野委員           でも、ほとんどの人は、感覚的には、つくる電気を使えると思っているんだね。だから、電気事業法か何か知らないけれども、そういうふうに思っているんだけれども、でも、実質的に使えて、CO<sub>2</sub>を出さない、そういうエネルギーであれば、それが一番いいんじゃないかなと私はそういう気がしているんだけれども。だから、そういう意味で、今の方策であっても、また1,000キロ以上のものであっても、やはり山梨県はせつかくのことだから、環境何県とかと今まで言ってきたんだから、森林の数と小水力発電の数を増やしてもらって、日本で一番環境にいい県だと言ってもらおうような山梨県づくりをしてもらいたいと思うんですけれども、管理者、一言。

小林公営企業管理者

高野委員さんから、幾つか危惧されている面とか、お話をいただきながらということなのですが、やはりいろいろ事業を進めていく中では課題等も出てきますので、そういうものを例えば電力会社等とも密に連携を持ちながらやっていきたいと考えております。

それから、やはり先ほど申し上げましたように、山梨県は自然環境等に非常に恵まれていますので、太陽光発電とか水力といったようなものについても最大限活用していくということで、企業局としても一生懸命取り組むという方針でいくつもりでおります。また、今後ともどのような形でやっていくのがいいのかということについても幅広く研究をしていくつもりでおりますので、今後とも御理解と御協力をお願いしたいと思います。

高野委員           はい、わかりました。

その他           ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任された。

- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月29日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 9月3日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる執行部からの事情聴取については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

農政商工観光委員長 渡辺 英機